

大学機関別認証評価

自己評価書

平成27年6月

光産業創成大学院大学

目 次

I	大学の現況及び特徴	1
II	目的	2
III	基準ごとの自己評価	
基準 1	大学の目的	4
基準 2	教育研究組織	6
基準 3	教員及び教育支援者	10
基準 4	学生の受入	14
基準 5	教育内容及び方法	18
基準 6	学習成果	26
基準 7	施設・設備及び学生支援	29
基準 8	教育の内部質保証システム	38
基準 9	財務基盤及び管理運営	42
基準 10	教育情報等の公表	51

I 大学の現況及び特徴

1 現況

- (1) 大学名 光産業創成大学院大学
- (2) 所在地 静岡県浜松市西区呉松町1955番1
- (3) 学部等の構成
学部：該当なし
研究科：光産業創成研究科
附置研究所：該当なし
関連施設：リエゾンセンター、
情報・メディアセンター
- (4) 学生数及び教員数（平成27年5月1日現在）
学生数：学部0人，大学院31人
専任教員数：14人

2.特徴

光産業創成大学院大学は、社会のニーズと無限の可能性が広がる光のもつシーズとを融合させることで、光技術を基に未知未踏の新しい産業を創成しうる人材の養成のみならず、学生は指導教員と協力して実際に起業するという他に類を見ない特徴を持っている。

日本の大学や大学院の多くは、社会に学生を送り出すことを目的とした、知識や研究技能を提供する高等教育機関であるが、本学は「起業・新事業開発」を通じて社会での実務実践を促し、成果を出すことを目的とする「従来の大学が担ってこなかった役割」を持つ。現在、実務者を経営者として人材養成することを目的とした MOT や「起業家養成」目的の大学院研究科は数多く存在するが、本学のように実際に「起業・新事業開発」を教学の柱とし、その成果を博士論文にして、「学位」を取得することを目的とした高等教育機関は、日本において本学が初めての試みである。

本学は、技術と経営を融合した起業実践において、新しい手法を編み出すことによる新産業創成を推進しており、ただ単に「起業」を通じての実践的な教育を行うだけでなく、21世紀の産業基盤となりつつある光技術を通じて新しい価値の創出を行い、ひいては学生による「起業」が日本の将来の基幹産業となるべき新産業の創成につながることを目指している。

このことから、本学は、光産業創成を目的とした大学院大学として博士課程後期のみを設置しており、入学生は主として社会人を中心に受け入れるとともに、全国の大学院等からも受け入れることとしている。受

け入れる学生の専門分野は特に理工系に限らず幅広い分野を視野にしている。志を持ち構想力と行動力により価値を創造し、研究、技術開発、起業を総合的、統一的に遂行することにより産業創成を目指そうとする人材を育成することとしている。

本大学院大学を修了した者は、自ら起業家として新産業を興すことが期待されるとともに、企業からの派遣学生の場合は派遣元企業に戻り、自身が開発した事業の維持拡大に努めることにより、日本の新産業創成、さらに世界への発信を通じた国内経済の高揚を実現できることが期待される。

以上のように、これまでの大学及び大学院と全く異なった新しい構想による大学院大学として設置されたものである。

II 目的

1. 大学の理念・目的

本学は光と生命体、物質、情報等とのかわりに関する学理と知見を基礎に置きつつ、光の発生、変換・制御、利用に関する最先端技術を駆使し、光の各種機能を連携・融合、さらにそれらの技術と経営の融合に関する研究開発を教授研究し、その深奥をきわめ、新産業を自ら実践しうる人材養成を行うことを目的とする。

2. 教育に関する方針・目標

(1) 入学者の受け入れ

本学における建学の精神は、「光を用いて未知未踏の新しい産業を創成しうる人材の養成」にある。その実現のため、本学では、学生は指導教員と協力し新産業を興すことを目的として、実際に起業していく点に特徴がある。この建学の精神に沿った課題に対して情熱を持って積極的に取り組む姿勢を持つ社会人等を受け入れる。また、そのための受け入れ体制を整備し、周知・公表する。

本学のアドミッションポリシーは以下に示される。

- ・社会人等としての具体的な活動、実践を通して体得した明確な目標や課題を保有していること。
- ・課題を解決し、目標を達成するために光に対する未知未踏分野に挑戦し、先端技術を駆使した新しい起業コンセプトあるいは構想を有していること。
- ・起業実践による産業創成に対して強い意欲を有すること。

(2) 教育内容・教育方法の充実

本学では、魅力ある大学院大学として、わが国唯一の博士（光産業創成）の課程が光の時代といわれる21世紀における我が国の発展につながるべく、教育研究活動を通じて、より本学の趣旨に沿った発展性ある事業を計画し、教育研究機能の充実・強化及びチャレンジ精神豊かな人材を育成するための活動を行っている。

本学のカリキュラム・ポリシーは以下に示される。

- ・起業、新事業開発、企業経営に必要な知識を修得するための講義を開講する。
- ・光産業創成に必要な最先端光技術を修得するための講義を開講する。
- ・先端光技術を駆使した新しい光産業のための研究および起業実践または新事業開発を通じた事業実践活動による特別研究・ゼミナールを開講する。

3. 光産業を志向した応用研究の推進

本学では、光科学技術に関するシーズ醸成のための基盤研究と社会が求めるニーズに対応するためのプロジェクト研究を推進し、産業創成につながる本学の研究活動の更なる展開及び研究成果の積極的な実用化を行う。これが学生への教育のみならず、学生企業との連携、融合を促す手段ともなりえる。

4. 教育研究環境の整備・充実

急速に進展する光技術に応じた教育・研究機器の大幅な性能向上、及び新しい技術による光産業創成のための教育・研究環境の整備を進めてきている。教育・研究の遂行上、必須の機器・設備の充実、及び学内外における既存の機器・設備の有効利用を図ってきている。

5. 学生の確保と修了生への支援

光技術による新たな産業を創出しうる優秀かつ熱意のある起業家となる人材の確保は本学の趣旨、目的を達成するための最重要課題である。また、インキュベーション施設の情報提供・斡旋、大学と起業会社を中心としたネットワーク構築等の起業した修了生への支援、及び起業した会社の発展への支援など、光産業創成の活性化とともに入学志願者増大のためにも力を入れているところである。

6. 社会貢献

静岡県西部地域を中心としたレーザープロセッシングの基礎から産業応用までを理解し主体的に製品戦略を構築できる中核人材講座を本学の事業として展開しているほか、平成 23 年度に選定された「文部科学省・経済産業省・農林水産省・地域イノベーション戦略推進地域の「国際競争力強化地域」、「浜松・東三河ライフフォトニクスイノベーション」において、光産業創成プロデューサーを育成すべく「光産業創成プロデューサー人材育成講座」プログラムを平成 24 年度から展開している。

また、技術相談、共同研究、受託研究を通して、本学の起業実践や光技術に関する研究活動の成果を提供することにより、光産業の振興、活性化を図り、「光産業の創成」に関する国・地方公共団体等の公的機関との関係連携を積極的に構築してきている。

7. 施設・設備の整備充実

施設及び施設に付帯する設備に関して整備を推進してきた。耐用年数経過等による劣化等の点検を実施し、これを踏まえ、安全・安心の観点から整備の緊急度及び財政状況を見据えつつ、計画的な施設・設備の整備を行い、教育等の活動を充実させてきている。

Ⅲ 基準ごとの自己評価

基準 1 大学の目的

(1) 観点ごとの分析

観点 1-1-①：大学の目的（学部、学科又は課程等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第 83 条に規定された、大学一般に求められる目的に適合しているか。

該当なし。

観点 1-1-②：大学院を有する大学においては、大学院の目的（研究科又は専攻等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第 99 条に規定された、大学院一般に求められる目的に適合しているか。

【観点到係る状況】

本学は、平成 16 年 2 月 13 日に文部科学大臣に財団法人光産業創成大学院大学設立準備財団設立許可申請書において、「本学における建学の精神は、『光を用いて未知未踏の新しい産業を創成しうる人材の養成にあること。その実現のために、学生は指導教員と協力して新産業を興すことを目的として、実際に起業していく点に特徴がある。』と謳っている。①

資料 1-1-②-1 財団法人光産業創成大学院大学設立準備財団設立趣意書 p.1

本学における建学の精神は、「光を用いて未知未踏の新しい産業を創成しうる人材の養成」にあります。その実現のために、本学では、学生は指導教員と協力して新産業を興すことを目的として、実際に起業していく点に特徴があります。

本学では、この建学の精神を受け、学則に「光と生命体、物質、情報等とのかかわりに関する学理と知見を基礎に置きつつ、光の発生、変換・制御、利用に関する最先端技術を駆使し、光の各種機能を連携・融合、さらにそれらの技術と経営の融合に関する研究開発を教授研究し、その深奥をきわめ、新産業を自ら実践しうる人材養成を目的とする。」と規定している。②

資料 1-1-②-2 光産業創成大学院大学学則第 1 条（平成 27 年度学生便覧 P 58）

第 1 条 光産業創成大学院大学は、光と生命体、物質、情報等とのかかわりに関する学理と知見を基礎に置きつつ、光の発生、変換・制御、利用に関する最先端技術を駆使し、光の各種機能を連携・融合、さらにそれらの技術と経営の融合に関する研究開発を教授研究し、その深奥をきわめ、新産業を自ら実践しうる人材養成を目的とする。

このことは、学生便覧やホームページに記載している。

資料 1-1-②-2 （再掲）光産業創成大学院大学学則第 1 条（平成 27 年度学生便覧 P 58）

資料 1-1-②-3 大学の運営組織図（ホームページ <http://www.gpi.ac.jp/outline1.html>）

本学の学則第1条に規定する「光と生命体、物質、情報等とのかかわりに関する学理と知見を基礎に置きつつ、光の発生、変換・制御、利用に関する最先端技術を駆使し、光の各種機能を連携・融合、さらにそれらの技術と経営の融合に関する研究開発を教授研究し、その深奥をきわめ、新産業を自ら実践しうる人材養成を目的とする。」という目的は、学校教育法第99条に定める「学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ」とする部分に合致しており、同目的のうち、「技術と経営の融合に関する研究開発」、「新産業を自ら実践しうる人材養成」という部分は、「文化の進展に寄与することを目的とする」という部分を踏まえたものである。③

資料1-1-②-2 (再掲) 光産業創成大学院大学学則第1条 (平成27年度学生便覧 P58)

【分析結果とその根拠理由】

創設以来の建学の精神 (①) 及び目的 (②) を保持しつつ、教育研究活動を行っている。これらのことから、大学として目的を明確に定めていると判断する。観点に係る状況のとおり、大学院大学としての本学の目的は、学校教育法第99条に規定された大学院一般に求められる目的に適合していると判断する。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

大学院大学の目的、基本理念、教育目標を明確に策定していること、及びそれを大学ホームページや大学概要等によって周知を図っている点で、特色ある本学の目的・理念と教育目標とを重視していることを示しており、優れていると評価できる。

【改善を要する点】 なし。

基準 2 教育研究組織

(1) 観点ごとの分析

観点 2-1-①：学部及びその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし。

観点 2-1-②：教養教育の体制が適切に整備されているか。

該当なし。

観点 2-1-③：研究科及びその専攻の構成（研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点到係る状況】

本学は、「光と生命体、物質、情報等とのかかわりに関する学理と知見を基礎に置きつつ、光の発生、変換・制御、利用に関する最先端技術を駆使し、光の各種機能を連携・融合、さらにそれらの技術と経営の融合に関する研究開発を教授研究し、その深奥をきわめ、新産業を自ら実践しうる人材養成を目的とする。」という目的に沿った教育研究組織として平成 16 年 11 月に設置された（学生受入れ開始は、平成 17 年 4 月から）。①

資料 1-1-②-2 （再掲）光産業創成大学院大学学則第 1 条（平成 27 年度学生便覧 P 58）

第 1 条 光産業創成大学院大学（以下「本学」という。）は、光と生命体、物質、情報等とのかかわりに関する学理と知見を基礎に置きつつ、光の発生、変換・制御、利用に関する最先端技術を駆使し、光の各種機能を連携・融合、さらにそれらの技術と経営の融合に関する研究開発を教授研究し、その深奥をきわめ、新産業を自ら実践しうる人材養成を行うことを目的とする。

研究科及び専攻の目的、構成は次のとおりである。

○光産業創成研究科

光産業創成研究科を置き、光産業創成に係る専攻分野について、自立して研究開発活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度研究開発能力及びその基礎となる豊かな学識を養うとともに、その能力をもって産業創成の実践を行うことを目的とする。②

資料 2-1-③-2 光産業創成大学院大学学則第 4 条、第 10 条、第 11 条（平成 27 年度学生便覧 P 58）

第 4 条 大学院に光産業創成研究科・光産業創成専攻を置く。

第 10 条 研究科の課程は、博士課程とする。

2 前項の博士課程は、後期 3 年の課程（以下「博士後期課程」という。）のみとする。

第 11 条 博士後期課程は、光産業創成に係る専攻分野について、自立して研究開発活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度研究開発能力及びその基礎となる豊かな学識を養うとともに、その能力をもって産業創成の実践を行うことを目的とする。

光産業創成研究科では総合的、体系的な教育研究が組織的に行えるよう専攻に光医療・健康、光バイオ、光加工・プロセス、光エネルギー、光情報・システムの各科学技術分野並びにそれらを統合し事業化に導くための先端光産業経営分野の合計6分野から構成されている。③

資料1-1-②-3 (再掲) 大学の運営組織図 (ホームページ <http://www.gpi.ac.jp/outline1.html>)

資料2-1-③-3 各分野の教員及び担当授業科目 (平成27年度学生便覧 P13)

これは、本学の目的と合致しており整合的である。

【分析結果とその根拠理由】

観点に係る状況 (①、②、③) のとおり、この構成は平成17年の開学当初から設置されており、また、当該各分野における科学技術の進展並びに社会産業ニーズの推移を考慮した適切な構成となっている。

観点2-1-④：専攻科、別科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし。

観点2-1-⑤：附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点に係る状況】

本学における全学的な組織として、学内共同教育研究施設が置かれている。(学則第6条) 学内共同教育研究施設については、平成16年6月30日の財団法人光産業創成大学院大学設立準備財団から文部科学大臣への「光産業創成大学院大学設置認可申請書」において、教育研究を遂行するための組織として、「リエゾンセンター」及び「情報・メディアセンター」が計画され、当該施設を開学と同時に設置した。「リエゾンセンター」は、研究成果の管理及び特許業務、技術移転、起業及び経営のための情報収集・管理、共同研究や研究協力の推進等の中核的機能を果たし、さらに、これらに関連した学外からの窓口となっている。「情報・メディアセンター」は、キャンパスネットワーク構築・維持・更新など情報環境の整備を担っている。

資料2-1-⑤-1 光産業創成大学院大学学則第6条 (平成27年度学生便覧 P58)

第6条 本学に、次に掲げる学内共同教育研究施設を置く。

(1) リエゾンセンター

(2) 情報・メディアセンター

資料2-1-⑤-2 リエゾンセンター、情報・メディアセンター (平成27年度学生便覧 P52)

「リエゾンセンター」(研究棟A2階)

研究成果の管理及び特許業務、技術移転、起業及び経営のための情報収集・管理・共同研究や研究協力等の中核的機能を果たし、さらに、海外の大学、企業、研究所等との人・情報の交流、起業等のための在外からの窓口となります。学生の起業・知的財産管理の有力なサポート機関として、グローバルな視点を持った企業活動を行い得る人材育成をサポートします。

「情報・メディアセンター」(本館2階)

学内情報ネットワーク（ネットワーク、情報機器、情報データベース等）の構築・維持・管理を行います。また、情報ネットワークに関する相談を受けます。（imc@mpi.ac.jp）情報・メディアセンターには、パソコンおよびプリンタが設置されており、博士課程の研究活動に利用することができます。利用法については情報・メディアセンターのホームページ(<http://www.gpi.local/MediaCenter/index.html>)を見て下さい。

【分析結果とその根拠理由】

観点に係る状況のとおり、本学の教育研究を支援するために不可欠な施設が設置され、目的に沿って機能しており、全学的なセンター等の構成が適切なものとなっていると判断する。

観点 2-2-①：教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。また、教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切に構成されており、必要な活動を行っているか。

【観点に係る状況】

研究科教授会は教授会規則に則り、学長（研究科長）及び教授をもって組織され、毎月1回開催している。教授会の審議事項のうち、教育活動に係る主な審議事項は次のとおりである。①

- ・学位授与の決定及び最終試験に関すること。
- ・教育課程及び履修方法に関すること。
- ・入学、退学及び修了等に関すること。
- ・学生の指導に関すること。
- ・教学上の規則、規程等の制定、改廃に関すること。
- ・その他光産業創成研究科に関する重要事項に関すること。

さらに、本学の特徴として全教職員から構成される「教職員会議」を毎月1回開催し、教育活動に関する情報の共有並びに合意形成を図っている。②

資料 2-2-①-1 光産業創成大学院大学学則第9条（平成27年度学生便覧 P58）

（教授会）

第9条 本学に研究科教授会を置く。

2 研究科教授会に関する事項は、別に定める。

資料 2-2-①-2 光産業創成大学院大学光産業創成研究科教授会規則第1～3条

（学校法人光産業創成大学院大学規則集）

第1条 この規則は、光産業創成大学院大学学則第9条の規定に基づき、光産業創成大学院大学光産業創成研究科教授会（以下「教授会」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定める。

第2条 教授会は、学長及び教授をもって組織する。

2 教授会は、必要があると認めるときは、他の教職員を出席させ意見を聴くことができる。

第3条 教授会は、光産業創成研究科における次に掲げる事項を審議し、学長に対し意見を述べるものとする。

- （1）教員の人事に関すること。
- （2）学位授与の決定及び最終試験に関すること。
- （3）教育課程及び履修方法に関すること。

- (4) 入学、退学及び修了等に関する事。
- (5) 学生の指導に関する事。
- (6) 教員の研修に関する事。
- (7) 附属施設及びその運営に関する事。
- (8) 教学上の規則、規程等の制定、改廃に関する事。
- (9) その他学長が必要と定める事項

また、全学的な観点から教育活動に関する審議を行う組織として、研究科教授会の下に、教務委員会を設置している。教務委員会は、教授1名、准教授・講師5名、事務職員1名で構成され、教授職の者が委員長を勤めており、毎月1回程度の頻度で検討を進めている。関連する審議事項は次のとおりである。③

- ・教育課程編成の企画立案に関する事。
- ・学位論文の審査及び最終試験に関する事。
- ・その他教務に関する事。

これらの事項は、教務委員会の検討を踏まえ、研究科教授会で審議の上、承認される。④

【分析結果とその根拠理由】

学長を中心とするマネジメント体制の中で、教授会は、学位論文の審査・承認、当該年度授業科目開講方針の決定、指導教員の確定など研究科の教育活動に係る重要事項について専門的見地から審議を行っている。(①、②)

このことから教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているとは判断する。

また、研究科教授会の下に教務委員会を置くことにより、教育課程等について、全学的な視点から審議を行う仕組みを整備している。(③、④) このことから、教育課程や教育方法等を検討する教務委員会の組織が適切な構成となっており、また、必要な回数 of 会議を開催し、実質的な検討が行われているとは判断する。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

光技術と経営の融合に関する研究開発を教授し、その深奥をきわめ、新産業を自ら実践しうる人材養成を行うという教育研究目的を達成するため、研究科では総合的且つ体系的な教育研究が組織的に行えるよう、専攻に光医療・健康、光バイオ、光加工・プロセス、光エネルギー、光情報・システムの各科学技術分野並びにそれらを統合し事業化に導くための先端光産業経営分野の合計6分野を構成していることは優れている。

【改善を要する点】 なし。

基準3 教員及び教育支援者

(1) 観点ごとの分析

観点3-1-①：教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされているか。

【観点にかかる状況】

光技術による新産業創成を担う人材を養成する機関として、光技術に関するあらゆるビジネスプランに対応した教育研究が行えることと、起業実践に必須な実務知識の教授が行えることを柱とした教育課程が本学における教員組織編制の基本である。

資料3-1-①-1 教育課程

本学の教育課程は、学生の多様なビジネスプランに対応して光技術の基礎から応用までを扱う技術系科目、およびビジネスを実践していく上で必要となる実務知識を学ぶ経営系科目を中心に構成されている。

これに基づいて、光技術の産業応用分野を網羅する5つの技術系分野（光医療・健康分野、光バイオ分野、光加工・プロセス分野、光エネルギー分野、光情報・システム分野）に技術系専任教員を配置し、先端光産業経営分野に経営系専任教員を配置している。

資料3-1-①-2 教員一覧

資料3-1-①-3 指導教員一覧

【分析結果とその根拠理由】

本学の目的に沿うように教育課程を定めている。大学組織図で確認できる教員組織編制はこの教育課程を基本にしていると判断する。

観点3-1-②：学士課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置しているか。

該当なし。

観点3-1-③：大学院課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。

【観点に係る状況】

本学の目的に沿って十分な教育が実施できるように、光医療・健康分野、光バイオ分野、光加工・プロセス分野、光エネルギー分野、光情報・システム分野、先端光産業経営分野に次の表のとおり専任教員として配置している。

分野 職階	学長	光医療・ 健康	光バイオ	光加工・ プロセス	光 エネルギー	光情報・ システム	先端光産業 経営
教授	1	1		1	1	1	
准教授		1	1		1	1	1
講師			1	1		1	
助教				1			

資料3-1-①-2 各分野の教員及び担当授業科目等（平成27年度学生便覧 P13）

また、起業にともなう実務に基づいた実践的教育を補完するため、企業経営実務に関するさまざまな項目の専門家による非常勤講師陣を確保している。人員の補充により教育の一層の充実が期待される分野については、専任教員の募集を行い専任教員の確保を目指している。特に専門性の高い技術項目や高度の専門性を要する経営系項目については、それぞれ特任教授や客員教員を配置し、教育内容の充実に努めている。

資料3-1-③-1 特任教員・客員教員等一覧

学生の多様なビジネスプランと学習ニーズに対応するため、企業実務の専門家ならびに特殊な技術シーズの専門家を外部から招聘し、基幹となる授業科目は専任教員が担当しつつ、教育内容をさらに充実させるため特任・客員教員等を適切に配置している。

資料3-1-③-2 学校法人光産業創成大学院大学特任教員規程

教育、研究あるいは開発を行う上で特に必要とする者

【分析結果とその根拠理由】 教育課程を遂行するために必要な教員が確保されていると判断する。

観点3-1-④：大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられているか。

【観点到係る状況】

教育研究水準の維持、向上及び教育研究活動の活性化を図るため、年齢及び性別構成に配慮するとともに、民間企業出身者及び民間企業での実務経験者の確保に努めている。女性教員は専任教員全体の約7%（1名）である（平成27年5月時点）。また民間企業出身者（民間企業での実務経験者を含む。）は専任教員全体の約36%（5名）である（平成27年5月時点）。女性教員及び民間企業出身者は適切な候補者がいれば積極的に採用することとしている。

資料3-1-④-1 教員年齢・性別・出身別一覧

本学の専任教員の年齢・性別構成は、全国の私立・国公立大学と比較して標準的な水準にある。

資料3-1-④-2 民間企業実務経験教員任用状況

民間企業での実務経験者が占める割合は、専任教員全体の約36%に達している。

資料3-1-④-3 教員公募状況

資料3-1-④-4 学校法人光産業創成大学院大学客員教員規程

資料3-1-③-2 （再掲）学校法人光産業創成大学院大学特任教員規程

教員組織をより活性化するため、教員の公募を継続的に実施している。

【分析結果とその根拠理由】 教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられていると判断する。

観点 3-2-①：教員の採用基準や昇格基準等が明確に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

【観点到に係る状況】

教員の採用基準及び昇格基準は、大学院設置基準に規定する教員の資格に基づき教員選考基準を規定している。

資料 3-2-①-1 学校法人光産業創成大学院大学教員選考規程

本学における教員の採用基準は、大学院設置基準に規定する教員の資格に基づくと定められている。

教員採用及び昇任の手続きは、教員選考手続要領により教授会の審議を経て理事長が承認することとしており、教育上の指導能力については、選考の際の書類に教育経験等を明記させることにより審議する。

資料 3-2-①-2 教員の採用及び昇任に関する選考手続きについてのフローチャート

教員の採用及び昇任にあたっては、教授会の審議を経て理事長が承認することと定められている。

【分析結果とその根拠理由】

教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされていると判断する。

観点 3-2-②：教員の教育及び研究活動等に関する評価が継続的に行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

【観点到に係る状況】

教育活動の評価方法を検討するための組織として教務委員会及び教職員会議実施に対応する組織として自己点検・評価委員会が、相互に連携しながら教育活動全般を定期的に評価するとともに、評価結果に基づいた改善の取組がなされている。

資料 3-2-②-1 光産業創成大学院大学教務委員会規程

資料 3-2-②-2 教務委員会構成員一覧

教務委員会では本学における教育活動の評価方法を検討している。

資料 3-2-②-3 教職員会議議事録関係部分抜粋

教職員会議は本学の全教職員が参加し、教育活動を含めた本学の活動全般を検討している。

資料 3-2-②-4 光産業創成大学院大学自己点検・評価委員会規程

自己点検・評価委員会は、教育活動を含めた本学の活動全般についての評価の実施に対応している。

資料 3-2-②-5 教員評価方法 教員の業績評価方法を定め、定期的に評価している。

また教員個人の評価に関して、平成 21 年度以降に教員個人データベースを構築、運用している。

資料 3-2-②-6 教員データベース画面

教育、研究等についての教員個人の自己評価に資するため、教員個人データベースを構築、運用している。

【分析結果とその根拠理由】

教員の教育活動に関する評価を適切に実施するための体制が整備され、機能していると判断する。

観点3-3-①：教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。またTA等の教育補助者の活用が図られているか。

【観点到係る状況】

事務職員による教育課程の支援については、事務局総務課内に配置された教務担当職員が教育課程に関連する事務を所掌するとともに、教務委員会の常任委員として教育課程の展開を支援している。

資料3-3-①-1 学校法人光産業創成大学院大学事務組織規程

教育課程に関連する事務を所掌する教務担当職員が事務局総務課内に配置されている。

資料3-2-②-2 (再掲) 教務委員会構成員一覧

教務委員会の構成員には事務担当職員が含まれている。

また、教育活動を含めた大学活動全般について検討する教職員会議にも、適宜複数名の事務職員が出席し検討に参加している。

資料3-2-②-3 (再掲) 教職員会議議事録関係部分抜粋

事務職員は教職員会議に出席し、教育活動を含めた大学活動全般についての検討に参加している。

教育補助者の活用に関しては、大学院博士後期課程のみからなる本学のあり方にTAの制度が馴染まないため、TAの採用は行っていないが、RA制度については導入の効果や問題点を勘案し、一般の大学におけるTAやRAの概念にとらわれず、本学での起業経験を経て自立し産業創成を担いつつある修了生を教育補助者として活用するなど、本学の特色を十分発揮できるような教育補助者の制度を検討している。

【分析結果とその根拠理由】

教育課程を展開するために必要な事務職員等の教育支援者が適切に配置・確保され十分に機能していると判断する。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

経営系教員と技術系教員がバランス良く配置されている。

大学の目的に応じて、民間企業での実務経験を有する教員の割合が高い。

教育活動の評価や改善の取り組みが、経営系教員と技術系教員の密接な連携の下でなされている。

【改善を要する点】

教育補助者の活用を推進することで、教育の効果と効率の向上が期待できる。RA制度に限定せず、すでに起業家として活躍している本学修了者の活用など、本学の特色を十分発揮できるような教育補助者の制度を考案し実施していく。

基準 4 学生の受入

(1) 観点ごとの分析

観点 4-1-①：入学者受入方針（アドミッションポリシー）が明確に定められているか。

【観点到に係る状況】

大学の理念に基づき、アドミッションポリシーが制定されていて、ホームページ及び平成27年度学生募集要項に明記されている。

「社会人等としての具体的な活動、実践を通して体得した明確な目標や課題を保有していること。」

「課題を解決し、目標を達成するために光に関する未知未踏分野に挑戦し、先端光技術を駆使した新しい起業コンセプトあるいは構想を有していること。」

「起業実践または新事業開発による産業創成に対して強い意欲を有すること。」

資料 4-1-①-1 アドミッションポリシー（平成27年度学生募集要項 P1）

（ホームページ <http://www.gpi.ac.jp/guide.html>）

（ホームページ <http://www.gpi.ac.jp/outline4.html>）

（ホームページ <http://www.gpi.ac.jp/outline11.html>）

1) アドミッションポリシー

- i) 社会人等としての具体的な活動、実践を通して体得した明確な目標や課題を保有していること。
- ii) 課題を解決し、目標を達成するために光に関する未知未踏分野に挑戦し、先端光技術を駆使した新しい起業コンセプトあるいは構想を有していること。
- iii) 起業実践または新事業開発による産業創成に対して強い意欲を有すること。

【分析結果とその根拠理由】

教育の目的に沿って、アドミッションポリシーが明確に定められていると判断する。

観点 4-1-②：入学者受入方針に沿って、適切な学生の受入方法が採用されているか。

【観点到に係る状況】

アドミッションポリシーに沿って、明確な目的意識、強い意欲を持った学生を受け入れるため、書類審査及び面接審査によるビジネスプランのプレゼンテーション及び口頭試問により、学力、学識に加え、起業実践または新事業開発による産業創成に強い意欲を持った学生の受入れを積極的に実施している。

アドミッションポリシーに沿った学生を確保するため、入学者選抜の時期の充実を図るべく、9月、2月及び3月の3回実施している。

資料 4-1-②-1 入学生選抜の概要、出願資格（平成27年度学生募集要項 P1-2）

2) 平成27年度4月入学生選抜の概要

第1回募集

第1次選考（書類審査）結果発表 平成26年9月4日（木）

審査基準：ビジネスプラン、(略) 実務実績書 (略) 等から総合的に評価 (略)

第2次選考（面接審査） 平成26年9月10日（水）
面接審査の概要：一人30分程度、ビジネスプランを簡潔に説明し、自己アピールを行い、質疑に応答（略）

また、入学時期は4月及び10月の2回を設定している。

資料4-1-②-2 光産業創成大学院大学学則第18条（平成27年度学生便覧 P59）

第2章 研究科

第4節 入学及び進学

（入学の時期）

第18条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、後学期の始めにも入学することができる。

資料4-1-②-3 光産業創成大学院大学入学者選抜規程

資料4-1-②-4 光産業創成大学院大学入試委員会規程

【分析結果とその根拠理由】

アドミッションポリシーに沿った学生を確保するため、書類審査及び面接審査によるビジネスプランのプレゼンテーション及び口頭試問により、学力、学識に加え、起業実践または新事業開発による産業創成に強い意欲を審査する選抜方法を採用している。

また、入学者選抜の実施時期や入学時期を複数設けることによって、アドミッションポリシーに沿った学生を確保する取組を行っている。

以上のことから、アドミッションポリシーに沿って適切な学生の受け入れ方法が採用されていると判断する。

観点4-1-③：入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

【観点到係る状況】

本学の入学者選抜は、学則（第2章 第4節）に基づき実施している。

入学者選抜の実施に当たっては、全学的な組織である教授全員を構成員とした入学者選考会議で書類審査（入学資格審査、ビジネスプランの評価、実務実績の評価）を実施し、審査の結果、合格と認定した候補者について面接審査（プレゼンテーションの評価、人物評価（創業または新事業開発熱意・情熱、論理的思考、人間性、意志表現））を実施し、審査の結果、合格とした候補者について教授会で審議し最終的に合否が決定される。

資料4-1-③-1 光産業創成大学院大学学則第20条（平成27年度学生便覧 P59）

第20条 本学に入学を志願する者については、別に定めるところにより選抜を行う。

資料4-1-③-2 光産業創成大学院大学光産業創成研究科教授会規則

（学校法人光産業創成大学院大学規則集）

（審議事項）

第3条 教授会は、光産業創成研究科における次に掲げる事項を審議し、学長に対し意見を述べるものとする。

（4）入学、退学及び修了等に関すること。

資料4-1-②-3 （再掲）光産業創成大学院大学入学者選抜規程

資料 4-1-③-3 研究科教授会議事録

資料 4-1-③-4 入学者選考評価事項一覧（書類審査・面接審査評価票）

【分析結果とその根拠理由】

学長を委員長とする入学者選考会議を中心に全学的な実施体制を実現している。

入学者選考会議における審査にあたっては、審査員1人ひとりが評点を課し提示し、さらに審査員全員の総合評点を提示し、これにより候補者の可否を決定している。

以上のことから、入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されていると判断する。

観点 4-1-④：入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。

【観点到係る状況】

入試委員会において、アドミッションポリシーに沿った「実務実績」、「起業または新事業開発に対する熱意」等の項目を適切に判定しているかどうかの確認を行っている。

資料 4-1-④-1 出願書類（実務実績書、ビジネスプラン）

資料 4-1-③-5 （再掲）入学者選考評価事項一覧（書類審査・面接審査評価票）

【分析結果とその根拠理由】

入試委員会において、アドミッションポリシーに沿った審査事項の検証・確認を実施していることから、アドミッションポリシーに沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果として、ビジネスプランの様式の改善を実施するなど、入学者選抜の改善に役立てていると判断する。

観点 4-2-①：実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

【観点到係る状況】

本学は、社会のニーズと光のもつシーズ（科学技術）とを融合させ、新産業を創成しうる人材養成のみならず、光関連技術を用いて実際に起業するという他に類をみない博士後期課程の大学院大学であり、学生は基本的に在学中に起業を行うこととされていた。それゆえ、社会人を中心に学生の受入れを実施してきたが、定員15名に対して、定員割れが続く傾向であったため、入学定員と実入学者数との関係の適正化に向けて、平成24年度に以下の施策を実施した。i)入学定員の見直し。ii)企業派遣学生の起業要件の見直し（起業実践、新事業開発コースへのコース分け）。iii)長期履修制度。

入学定員の見直し（定員：10名）の結果、平成24年度、平成25年度は、定員を充足した。平成26年度は実入学者が3名と落ち込んだが、平成27年度は7名が入学した。本学は、アドミッションポリシーに沿って、社会人を中心とした学生の受入れを実施しており、学生の確保については、各教員が分担して企業訪問や共同研究若しくは受託研究の促進による学生確保に努めている。また、中小企業展示会やベンチャー関係の展示会など技術により起業または新事業開発する意欲の高い参加者が集まると期待される全国的又は各地域で開催される展示会等への

参画や、参加者の潜在的な起業または新事業開発意欲の喚起による志願者の増大を目的に含めた本学主催のシンポジウムや大学説明会、社会人対象の公開講座の企画・実施など、広報と学生確保のための活動を幅広く展開している。

さらに、入学者選抜は9月、2月及び3月、入学時期は10月と4月とした入学の機会を設置している。

資料4-2-①-1 光産業創成大学院大学学則第13条（平成27年度学生便覧 P59）

資料4-1-②-3 （再掲）入学試験実施状況

資料4-2-①-2 広報活動リスト

資料4-2-①-3 研究科教授会議事録

【分析結果とその根拠理由】

平成24年度に入学定員と実入学者の関係の適正化を図るため、定員数を15名から10名に見直した。平成24年度以降の3年間では、平均入学定員充足率は80%となり、一定の改善が図れたと判断するが、見直し後の定員が適正であると判断するには、今後、数年の経緯を経る必要がある。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

アドミッションポリシーに示された社会人の受入れへの取組みにしたがって、本学の学生の全員が社会人である。

【改善を要する点】

実入学者と入学定員の関係の適正化に向けて、定員の見直しを実施し、一定の改善が図れたと判断できるが、見直し後の定員が適正であると判断するには、今後数年の経過を経て、分析・検討する必要がある。

基準 5 教育内容及び方法

(1) 観点ごとの分析

〈学士課程〉

観点 5-1-①：教育課程の編成・実施方針（カリキュラムポリシー）が明確に定められているか。

観点 5-1-②：教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。

観点 5-1-③：教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

観点 5-2-①：教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。

観点 5-2-②：単位の実質化への配慮がなされているか。

観点 5-2-③：適切なシラバスが作成され、活用されているか。

観点 5-2-④：基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

観点 5-2-⑤：夜間において授業を実施している課程（夜間学部や昼夜開講制（夜間主コース））を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

観点 5-2-⑥：通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクリーニングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

観点 5-3-①：学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が明確に定められているか。

観点 5-3-②：成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。

観点 5-3-③：成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。

観点 5-3-④：学位授与方針に従って卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って卒業認定が適切に実施されているか。

該当なし。

<大学院課程（専門職学位課程を含む。）>

観点 5-4-①：教育課程の編成・実施方針が明確に定められているか。

【観点に係る状況】

本学は、光と生命体、物質、情報等とのかかわりに関する学理と知見を基礎に置きつつ、光の発生、変換・制御、利用に関する最先端技術を駆使し、光の各種機能を連携・融合、さらにそれらの技術と経営の融合に関する研究開発を教授研究し、その深奥をきわめ、新産業を自ら実践しうる人材養成を行うことを目的としている。

そのために、本学のカリキュラムは、Ⅰ類の経営系科目群、Ⅱ類の技術系科目群、Ⅲ類の特別研究で構成し、Ⅰ類の経営系科目群では起業実践または新事業開発に必要な講義を、Ⅱ類の技術系科目群では光技術とその周辺の基礎から最先端の応用までの講義をそれぞれ実施し、Ⅲ類の特別研究で博士研究の研究指導を行っている。

資料 5-4-①-1 カリキュラム・ポリシー（平成 27 年度学生便覧 表紙の裏見開き）

カリキュラム・ポリシー

- ・ 起業、新事業開発、企業経営に必要な知識を修得するための講義を開講する。
- ・ 光産業創成に必要な最先端光技術を修得するための講義を開講する。
- ・ 先端光技術を駆使した新しい光産業のための研究および起業実践または新事業開発を通じた事業実践活動による特別研究・ゼミナールを開講する。

【分析結果とその根拠理由】

大学の目的とする人材養成を行うために必要な起業実践または新事業開発と光技術の教育を、それぞれⅠ類の経営系科目群とⅡ類の技術系科目群で編成し、Ⅲ類の特別研究にて博士研究の研究指導を行うという教育課程の編成・実施方針が明確に定められていると判断する。

観点 5-4-②：教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。

【観点に係る状況】

カリキュラムは、入学時のビジネスプランに基づいた博士研究の研究計画の作成と実行、ビジネスプランの事業実践、これらに必要な知識を修得するための講義、博士研究と事業実践を指導、支援するゼミナールと特別研究で構成されている。

1 年目の前学期に入学時のビジネスプランから博士研究の計画を作成、ビジネスプランを実行するための課題を抽出し、それらの解決策を検討する。抽出された課題の中から先行研究調査や技術調査等により学術的な新発見につながる中心的な課題を選択し、同時にビジネスプランの再検討も行い、事業実践の実行計画も作成する。1 年目後学期以降は、博士研究計画と事業実践の実行計画を進めていくこととしている。各学年の末には博士研究の中間発表があり、進捗状況を発表し、必要があれば計画の修正を行う。3 年目後期に、博士研究成果と事業実践成果を博士論文にまとめ、学位審査に臨むこととしている。講義の履修は、博士研究と事業実践に必要な知識を取得するために、1 年目に行うことを勧めており、ゼミナールと特別研究は 3 年間にわたり行われる。

なお、平成 24 年に学生の実践の目的に応じた履修ができるように起業実践コースと新事業開発コースを導入し、次年度に向けたカリキュラム総括を適宜行い、次年度開講方針を決定している。

また、研究指導は博士研究のテーマに即した複数の指導教員により行っている。

資料 5-4-②-1	平成 27 年度学生便覧	P 2-6	カリキュラム
資料 5-4-②-2	平成 27 年度学生便覧	P 14-43	シラバス (授業概要)
資料 5-4-②-3	平成 27 年度学生便覧	P 7	授業科目対比表
資料 5-4-②-4	平成 26 年度第 8・9 回研究科教授会議事録		
資料 5-4-②-5	平成 27 年度指導教員一覧		

【分析結果とその根拠理由】

起業実践または新事業開発と光技術の教育をⅠ類の経営系科目群とⅡ類の技術系科目群で編成し、Ⅲ類の特別研究にて博士研究の研究指導を行うという教育課程の編成・実施方針に基づいて、講義が開講されており、その内容は講義概要より光産業創成を自ら実践しうる人材養成に必要な水準となっていると判断する。また、適切な複数の指導教員によって適切に研究指導が行われていると判断する。

観点 5-4-③：教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

【観点に係る状況】

学生の多様なニーズと社会からの要請に配慮するために秋入学の実施、他大学における授業科目の履修、入学前の既修得単位の認定、優れた研究業績をあげた者に係る早期修了認定、長期履修制度を行っている。

平成 24 年に学生の実践の目的に応じた履修ができるように起業実践コースと新事業開発コースを導入したことに伴い、平成 25 年度及び平成 26 年度にⅠ類の講義科目を見直した。また、平成 25 年度においてはⅡ類科目の講義科目を見直し、選択必修科目を導入した。

また、学術の発展動向は、各講義の内容に取り入れられており、毎年見直しされている。

資料 5-4-③-1	光産業創成大学院大学学則	第 18 条、第 26 条、第 27 条
資料 5-4-③-2	光産業創成大学院大学長期履修規程	
資料 5-4-②-1	(再掲) 平成 27 年度学生便覧	P 2-6 カリキュラム
資料 5-4-②-2	(再掲) 平成 27 年度学生便覧	P 14-43 シラバス (授業概要)
資料 5-4-②-3	(再掲) 平成 27 年度学生便覧	P 7 授業科目対比表

【分析結果とその根拠理由】

秋入学、優れた研究業績をあげた者に係る早期修了認定、長期履修制度、入学前の既修得単位の認定、他大学における授業科目の履修により、学生の多様なニーズと社会からの要請に配慮していると判断する。

学生の様々なニーズに対応するために、コース制の導入、Ⅰ類(経営系科目群)の選択科目の増加、Ⅱ類(光技術系科目群)の科目への選択必修の導入を行った。

また、授業概要より講義内容が学術の発展動向に配慮されていると判断する。

観点 5-5-①：教育の目的に照らして、講義、演習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。

【観点到係る状況】

カリキュラムは、17の講義と1の演習、ゼミナール（分野・全体）と特別研究構成されている。また、外部の専門家や起業経験者による特別講義が開かれている。講義では、実験のデモを行うもの、外部の研究施設の見学を行うもの、レポートの課題で光学システムを製作するものがある。研究指導は博士研究のテーマに適した複数の指導教員により行っている。教員の支援により、学生の学会（特に経営系）での発表に力を入れている。

- | | | |
|-----------|------------------------|-------------|
| 資料5-4-②-1 | (再掲) 平成27年度学生便覧 P2-6 | カリキュラム |
| 資料5-4-②-2 | (再掲) 平成27年度学生便覧 P14-43 | シラバス (授業概要) |
| 資料5-4-②-5 | (再掲) 平成27年度指導教員一覧 | |

【分析結果とその根拠理由】

カリキュラムは、講義と演習、ゼミナールで構成され、講義の内容も工夫されており、適切であると判断する。また、研究指導も博士研究のテーマに適した複数の指導教員により行われており、適切であると判断する。

観点 5-5-②：単位の実質化への配慮がなされているか。

【観点到係る状況】

起業前の学生には教員室に個人のスペースが用意されている。また、起業後は個人の学習・研究・起業活動の場として起業ルームが与えられる。また、図書館には、学生が学習できる机があり、メディアセンターには学習・研究・起業活動に使用できるPCが設置されている。

- | | | |
|-----------|----------------|-----------------------|
| 資料5-5-②-1 | 平成27年度学生便覧 P52 | 起業ルーム、図書館、情報・メディアセンター |
|-----------|----------------|-----------------------|

【分析結果とその根拠理由】

授業科目の履修にあたって、原則として研究指導教員の指導に基づき履修計画を立てることにより、学修目標を明確にし、単位を修得するために十分な学習を行うことを可能にしている他、自主学習するための施設が用意されていることから、単位の実質化に配慮されていると判断する。

観点 5-5-③：適切なシラバスが作成され、活用されているか。

【観点到係る状況】

シラバスが学生便覧に掲載されており、学内のホームページからも閲覧できるようになっている。シラバスには、講義の狙い・到達目標、教科書・参考文献が履修条件に示されている。

- | | | |
|-----------|------------------------|---|
| 資料5-4-②-2 | (再掲) 平成27年度学生便覧 P14-43 | シラバス (授業概要) |
| 資料5-5-③-1 | 学内ホームページのシラバス URL | http://www.gpi.ac.jp/pdf/20150501syllabus.pdf |

【分析結果とその根拠理由】

シラバスは学生便覧と学内ホームページに掲載され、学生への講義内容の周知、学生の授業科目の選択に活用

されていると判断する。

観点 5-5-④: 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

該当なし。

観点 5-5-⑤: 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし。

観点 5-5-⑥: 専門職学位課程を除く大学院課程においては、研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて指導が行われているか。

【観点に係る状況】

研究指導は博士研究のテーマに即した複数の指導教員により行っている。

年度末報告書を各学生から担当指導教員へ提出している。

全体ゼミナールは毎月開催され、学生は研究活動・起業実践または新事業開発活動を定期的に報告する。全体ゼミナールには基本的に全教員が出席し、学生に研究活動・起業実践または新事業開発活動に対して必要な助言を行っている。また、全体ゼミナールの最終2回で、学位申請中の学生以外の全学生に博士研究の中間発表を行わせている。

分野ゼミナールは、研究分野ごとに所属する学生と関係する教員によって開かれており、学生は研究活動・起業実践または新事業開発活動の報告を行い、所属分野教員が指導を行っている。

学生の起業実践または新事業開発活動の支援として、大学の展示会出展時に学生と学生企業の展示を行っている。また、学生の研究活動の支援として、学会等の参加支援（交通費補助など）を行っている。

資料 5-4-②-5 （再掲）平成 27 年度指導教員一覧

資料 5-5-⑥-1 年度末報告書の様式

資料 5-5-⑥-2 平成 27 年度全体ゼミナール日程表

資料 5-5-⑥-3 平成 26 年度中間発表プログラム

資料 5-5-⑥-4 展示会出展申請書・報告書の様式

資料 5-5-⑥-5 課外授業申請書・報告書の様式

【分析結果とその根拠理由】

学生の指導は複数の指導教員により行われている。また、分野ゼミナール、全体ゼミナール、年度末報告書などの指導体制も整備されている。また、学生の起業実践または新事業開発活動と研究活動の支援制度も整備されている。これらのことから、適切な体制が整備され、指導が行われていると判断する。

観点 5-6-①：学位授与方針が明確に定められているか。

【観点到係る状況】

本学のディプロマ・ポリシーは以下のように定められている。

本学博士課程に3年以上在学し、研究科の定めるところにより、所要の授業科目について20単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格したものに学位を授与する。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、博士後期課程に2年以上在学すれば足りるものとする。

また、本学に博士論文を提出して、その審査に合格し、かつ、本学の博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者にも学位を授与する。

博士論文の審査は次の観点を評価する。

1. 先端光技術を駆使した研究、または起業実践、新事業開発を通じた事業実践活動により、光産業に貢献する新しい知見。
2. 起業実践または新事業開発を通じた事業実践活動において優れた成果。
3. 先端光技術を駆使した研究、または起業実践、新事業開発を通じた事業実践活動により、優れた学術成果。
4. 新産業創成を推進する能力。

資料 5-6-①-1 ディプロマ・ポリシー (平成27年度学生便覧 表紙の裏の見開き)

【分析結果とその根拠理由】 学位授与方針が明確に定められていると判断する。

観点 5-6-②：成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。

【観点到係る状況】

開学時に策定された成績評価基準を入学生ガイダンス時、前後学期の成績通知時に学生に周知している。

成績評価は、成績評価基準に基づいて単位が認定されている。

なお、成績評価の判定に疑義がある学生には、所定の手続きにより照会することができる体制を整えている。

資料 5-4-②-2 (再掲) 平成27年度学生便覧 P14-43 シラバス (授業概要)

資料 5-6-②-1 平成27年度学生便覧 P10 成績評価

資料 5-6-②-2 成績評価に関する質問・申立て等に関する申合せについて

【分析結果とその根拠理由】

成績評価基準を入学生ガイダンス時、成績通知時と適宜学生に周知している。教員は成績評価基準に基づいて成績評価と単位認定を行い、それらの結果は教授会で承認している。また、成績評価に疑義のある学生には照会できる体制を整えている。以上のことから適切であると判断する。

観点 5-6-③：成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。

【観点に係る状況】

シラバスに成績評価方法・基準が記載されており、それに基づいて評価を行っている。

各分野で講義をサポートしているため、成績評価には分野内で複数の教員が関わっている。

資料5-4-②-2 (再掲) 平成27年度学生便覧 P14-43 シラバス (授業概要)

【分析結果とその根拠理由】

複数担当体制により、成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられていると判断する。

観点5-6-④：専門職学位課程を除く大学院課程においては、学位授与方針に従って、学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制の下で、修了認定が適切に実施されているか。

また、専門職学位課程においては、学位授与方針に従って、修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、修了認定が適切に実施されているか。

【観点に係る状況】

学位審査に関することは、学則、学位規則、学位審査取扱細則、学位取扱内規に定められている。学位授与方針については、学位取扱内規に定められている。

学位審査申請と審査の方法は、学生便覧に掲載されており、入学生ガイダンス時に説明されている。

また、学位審査の審査委員（主査は指導教員以外）には、技術系、経営系教員の両方が審査委員に加わっている。

また、必要に応じて外部の審査委員も審査に加わっている。

資料5-6-④-1 光産業創成大学院大学学則第33条

資料5-6-④-2 光産業創成大学院大学学位規則

資料5-6-④-3 光産業創成大学院大学学位審査取扱細則

資料5-6-④-4 光産業創成大学院大学学位審査取扱に関する内規

資料5-6-④-5 平成27年度学生便覧 P12 学位取得の流れと学位審査日程

資料5-6-④-6 平成26年度第11回研究科教授会 論文等受理・審査委員一覧

【分析結果とその根拠理由】

学位審査の手順は適切に定められており、学生にも周知されている。学位審査は規則に従って学位審査が行われている。また、学位審査の審査委員は、指導教員以外の者を審査委員長とし、光技術と起業実践または新事業開発の両面を判断するために技術系、経営系教員の両方が加わっている。また学位論文の内容に応じ、必要な場合は外部の審査委員も加えている。以上のことから、適切であると判断する。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

教育研究指導では、学生への個別指導に加え、年度末報告書、全体ゼミナール、分野ゼミナールによって複数の指導教員から指導が行われるよう体制が整備されている。

カリキュラムは、講義と演習、ゼミナールでバランスよく構成されている。また講義の内容も実験のデモや外部の研究施設の見学など工夫されている。

学位審査では、学位授与方針が明確に定められおり、それに基づいて適切に審査が行われている。また、学位審査の審査委員は、適切な審査が行われるよう配慮されている。

【改善を要する点】 なし。

基準6 学習成果

(1) 観点ごとの分析

観点6-1-①：各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、単位習得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、学習成果が上がっているか。

【観点到係る状況】

学位取得者は21年度3名、22年度2名、23年度2名、24年度6名、25年度1名、26年度2名である。起業を希望する学生は修了までに全員起業している。

年度	学位取得者	標準修了年限内修了率	「標準修了年限×1.5年」内修了率
21	3	66% (2/3)	100% (3/3)
22	2	50% (1/2)	100% (2/2)
23	2	50% (1/2)	100% (2/2)
24	6	66% (4/6)	100% (6/6)
25	1	0% (0/1)	100% (1/1)
26	2	50% (1/2)	100% (2/2)

平成21年度の学生および学生会社の補助金獲得2件、特許出願4件、学会等での発表14件、論文投稿5、マスメディア等による紹介3件である。

平成22年度の学生および学生会社の補助金獲得4件、特許出願1件、学会等での発表15件、論文投稿3件、マスメディア等による紹介6件である。

平成23年度の学生および学生会社の補助金獲得4件、特許出願7件、学会等での発表13件、論文投稿6件、マスメディア等による紹介8件、各種コンペティション等の受賞数2件である。

平成24年度の学生および学生会社の補助金獲得2件、特許出願2件、学会等での発表16件、論文投稿19件、マスメディア等による紹介7件、各種コンペティション等の受賞数1件である。

平成25年度の学生および学生会社の補助金獲得1件、学会等での発表10件、論文投稿2件、マスメディア等による紹介2件である。

平成26年度の学生および学生会社の補助金獲得2件、特許出願2件、学会等での発表4件、論文投稿1件、マスメディア等による紹介5件である。

年度	補助金獲得	特許出願	学会等での発表	論文投稿	マスメディア等による紹介	各種コンペティション等の受賞
21	2	4	14	5	3	0
22	4	1	15	3	6	0
23	4	7	13	6	8	2
24	2	2	16	19	7	1
25	1	0	10	2	2	0
26	2	2	4	1	5	0

資料6-1-①-1	平成26年度事業報告書	6. 学生の教育及び実践に係る活動
資料6-1-①-2	平成25年度事業報告書	6. 学生の教育及び実践に係る活動
資料6-1-①-3	平成24年度事業報告書	6. 学生の教育及び実践に係る活動
資料6-1-①-4	平成23年度事業報告書	6. 学生の教育及び実践に係る活動
資料6-1-①-5	学生起業一覧	

【分析結果とその根拠理由】

光技術の研究開発と起業実践または新事業開発の両面の成果をあげて学位を取得するには時間がかかるが、毎年学位取得者を出している。また、在学学生も補助金獲得、特許出願、学会等での発表、論文投稿、マスメディア等による紹介などの成果を挙げている。このことから学習成果が上がっていると判断する。

観点6-1-②：学習の達成度や満足度に関する学生からの意見聴取の結果等から判断して、学習成果が上がっているか。

【観点に係る状況】

分野ゼミナール、全体ゼミナール、年度末報告書において学生は定期的に進捗状況を報告し、指導教員は学生の博士研究の進捗状況や意見等を聞いている。また、全体ゼミナールでは全教員が学生の博士研究の進捗状況や意見等を聞いている。

教育効果の検証を目的としたアンケートを実施している。

資料6-1-②-1	年度末報告書の様式
資料5-5-⑥-2	(再掲) 平成27年度全体ゼミナール日程表
資料5-5-⑥-3	(再掲) 平成26年度中間発表プログラム
資料6-1-②-2	学生アンケート

【分析結果とその根拠理由】

分野ゼミナール、全体ゼミナール、年度末報告書、学生事業報告書、中間発表での博士研究の進捗状況の報告、および、アンケートより学習成果が上がっていると判断する。

観点6-2-①：就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績から判断して、学習成果が上がっているか。

【観点に係る状況】

起業を志望する学生は修了までに全員が起業し、修了後も企業活動を継続している。会社から派遣された学生は派遣元会社にもどり、博士研究のビジネスプランの事業を継続している。一部の学生は、修了後も本学と共同研究契約を結び、研究活動及び事業活動を継続している。修了生には満期退学者も含む。

本学は起業または新事業開発での事業実践を行う後期博士課程の大学院で、学生は企業からの派遣の学生または起業を目指す学生であるので、進学率、就職率、就職希望者就職率は該当しない。

資料6-2-①-1	修了生との共同研究一覧
-----------	-------------

【分析結果とその根拠理由】

修了後の学生の研究活動及び事業活動から判断して、学習成果が上がっていると判断する。

観点6-2-②：卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

【観点に係る状況】

修了生との共同研究、本学発企業を含め地域企業が新商品・新事業開発において直面する多様な課題の解決に資するため、本学教員が核となり、本学発ベンチャー、地域企業、エンドユーザー、販売チャネル、情報発信メディア、投資ファンド等が参画する広範囲の連携体「フォトンリング」での修了生支援、光産業創成プロデューサー人材育成プログラムへの参加修了生などから意見を聴取している。

学長が派遣元企業を訪問し、上司等の意見を聞いている。（理事企業訪問リスト）

学位審査の公聴会や学位授与式には修了生も参加しており、そのときに意見も聴取している。

資料6-2-①-1 （再掲）修了生との共同研究一覧

資料6-2-②-1 フォトンリング参加企業一覧

資料6-2-②-2 光産業創成プロデューサー人材育成プログラム修了者一覧

資料6-2-②-3 理事企業訪問リスト

【分析結果とその根拠理由】

修了生の意見、派遣元企業の意見から判断して、学習成果が上がっていると判断する。

（2）優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

光技術の研究開発と起業実践または新事業開発の両面の成果をあげた学位取得者を毎年だしている。また、在学学生も補助金獲得、特許出願、学会等での発表、論文投稿、マスメディア等による紹介などの成果を挙げている。

【改善を要する点】

学習成果を分析するためのアンケートは実施しているが、より良い意見聴取の方法を検討する必要がある。

共同研究やフォトンリング、光産業創成プロデューサー人材育成プログラムなどで交流がない修了生への意見聴取の方法を検討する必要がある。

基準 7 施設・設備及び学生支援

(1) 観点ごとの分析

観点 7-1-①：教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が整備され、有効に活用されているか。また、施設・設備における耐震化、バリアフリー化、安全・防犯面について、それぞれ配慮がなされているか。

【観点到係る状況】

本学の校地面積は 26,733 m²、校舎面積は 3,717 m²で、学生 1 人当たりの面積は、それぞれ 594 m²、82 m²となっており、大学院設置基準第 24 条第 1 項に定める「独立大学院は、当該大学院の教育研究上の必要に応じた十分な規模の校舎等の施設を有するものとする。」との基準を十分満たしているといえる。

講義室は、教育課程を実施する上で十分な数を確保しており、大教室にはプロジェクターやスクリーンなどの設備を整備している。

講義室以外にも本学の特徴である起業を実践するための演習室（起業ルーム）や、実験実習をするため実験実習室、試作を行う試作支援室、ICT 環境が完備された情報メディアセンター、及び図書館を整備している。

学生のための教育研究のための主な施設については、次のとおりとなっている。

・講義室	3 室	245.66 m ²
・演習室	26 室	309.54 m ²
・実験実習室	14 室	536.51 m ²
・試作支援室	1 室	21.66 m ²
・情報メディアセンター	1 室	39.14 m ²
・図書館		180.00 m ²

資料 7-1-①-1 光産業創成大学院大学 施設配置図（平成 27 年度学生便覧 P 57）

資料 7-1-①-2 大学現況票（平成 27 年 5 月 1 日現在）

資料 7-1-①-3 備品・固定資産情報システム

耐震化の配慮については、各室の書棚を金具で壁に固定する転倒防止施工や、全ての窓ガラスに飛散防止効果のあるフィルム施工を行っている。建物は、新耐震基準のもと平成 3 年に建てられているため、新たな耐震補強工事は必要ないと判断された。

バリアフリー化については、バリアフリー計画に沿って本館玄関ポーチ、本館女子トイレ、本館階段手摺の改修・設置を行い整備している。

防犯面の配慮については、電気施錠ドアによる入出管理、セコムによる監視・警報・自動通報、外灯の設置などを行っている。また、安全・防災面の配慮については、安全管理規程を定めて安全衛生委員会を構成し、安全巡視や安全衛生に関する教育を行うなど点検・改善に努めている。また、消火設備（消火栓及び消火器）、排煙設備、非常灯、ヘルメットなどを建物内各所に設置し、避難経路と非難口を複数確保している。また、本館玄関付近に AED を設置し、その使用方法の講習を含めた防災訓練を、全員を対象に毎年 1 回実施している。廊下や屋外照明の LED 化を進め、省エネと同時に人感センサーによる照明を行うことで、安全に配慮した照明設備を提供している。

資料 7-1-①-4 バリアフリー化検討（建物・施設整備委員会議事録抜粋）

資料 7-1-①-5 安全管理規程

太陽光発電パネルを屋上に設置し、パネルからの出力を個別に玄関モニターに表示することで、省エネを達成すると同時に、産業のためのデータ収集を行っている。また、本学の光エネルギー分野における宇宙産業の研究に関連し、宇宙あさがおをテラスに植えることで、日陰を作り、省エネ効果を生ませると同時に、宇宙産業をより身近に感じさせる機会を作っている。

【分析結果とその根拠理由】

本学の校地・校舎面積は 26,733 m²、3,717 m²となっており、教育研究上の必要に応じた十分な規模の校舎等の施設を有している。

教育課程を実施する上で必要な講義室が整備されており、設備も充実している。

また、演習室、実験実習室及び試作支援室を整備しており、充実している。

以上のことから、大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設設備が整備され、有効に活用されていると判断する。

耐震化については転倒防止対策などの適切な処置がなされており、バリアフリー化は計画に沿って整備が進められている。よって、安全・防犯面についての必要な措置が行われており、それぞれについて適切な配慮がなされていると判断する。

観点 7-1-②：教育研究活動を展開する上で必要な ICT 環境が整備され、有効に活用されているか。

【観点に係る状況】

本学は、本学の教育の根幹であるところの起業実践および新事業開発における情報ネットワークの重要性に鑑み、大学開学と同時に情報メディアセンターが設置され、ICT環境（ネットワーク、各種サーバ、PCなど）を整備している。

情報ネットワークは次のように構成されている。

- ・バックボーンは 1Gbps
- ・VLAN により複数の論理的ネットワークを多重化
- ・全館で無線 LAN が使用可能
- ・対外線は商用の専用線インターネット接続サービスにて 100Mbps で接続
- ・学術情報ネットワーク（SINET）とは上記商用回線を介して接続

PC は、情報・メディアセンターを中心に汎用 PC 4 台を設置している。これ以外にも各研究分野で導入した PC や学生個人所有 PC が情報ネットワークに接続されている。

ユーザのファイルの一元管理やユーザ間の情報共有のためにファイルサーバを導入している。ファイルサーバは冗長性を有する RAID 構成を有する上、定期的にバックアップも行っており、ファイル消失のリスク低減を図っている。

校内での情報を共有するため、情報発信を目的とした学外向け WEB サイトの他に、学内 WEB サイトも設置している。また、グループウェアを導入し、全員のスケジュールや施設・設備の利用状況に関する情報を共有している。

本学の学生・教職員の活動場所は学内に限定されていないため、学外からも学内 LAN に接続できるよう VPN 環境を整備してある。また、遠隔講義システム (WebEx) を導入しており、学外から学生が講義を受けることができる設備を整えている。

これらの ICT 環境は本学における情報の共有・交換に積極的に利用されている。

本学の特色である起業ルームには、各部屋に情報コンセントが設置されている。各部屋のネットワークは各々別の VLAN となっており、各部屋間、ならびに学内共用ネットワークから論理的に独立している。これにより起業ルームを使用する企業の情報管理が容易になるよう配慮してある。学生が設立した企業に対しては希望に応じ、必要最小限の機能のホスティングサービスを提供している。

ICT 環境のメンテナンスは、情報・メディアセンター担当の教員 2 名と業務委託した外部の企業とが連携している。

セキュリティについてはファイヤーウォールの設置、メールトラフィックへのウイルスチェック機能・迷惑メール排除機能の導入の他、ネットワークに接続する全ての PC に対し、ウイルス対策ソフトの導入を義務付けるなどの対策を講じている。また、前述の通り、ネットワークを論理的に細分化することにより、情報セキュリティの向上を図っている。

- | | |
|------------|--|
| 資料 7-1-②-1 | 光産業創成大学院大学 情報システム構成図 |
| 資料 7-1-②-2 | 光産業創成大学院大学 情報システム機器一覧 |
| 資料 7-1-②-3 | 情報メディアセンター PC 利用法 ソフトとハードのリスト
(学内向け情報・メディアセンターホームページ) |
| 資料 7-1-②-4 | 遠隔講義の紹介 (平成 27 年度学生便覧 P 10) |

【分析結果とその根拠理由】

情報管理に対する多様な要望に柔軟に対応可能な情報ネットワーク構成を取りながら、情報の共有や交流を活性化させるサービスを整備することで、情報流通を適正に行うことが可能な ICT 環境を整備し、有効に活用されている。

情報・メディアセンター担当教員を配置すると共に外部企業への業務委託を行うことにより ICT 環境のメンテナンス体制を整備している。セキュリティについては必要な対策を行っている。

以上のことから、教育内容、方法や学生ニーズを満たす ICT 環境が適切に整備され、有効に活用されていると判断する。

観点 7-1-③：図書館が整備され、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。

【観点到に係る状況】

附属図書館は、学習図書館及び研究図書館として必要な図書・学術雑誌を整備し、蔵書点検に必要な時間等以外、24 時間開館してサービスを提供している。

- | | |
|------------|---|
| 資料 7-1-③-1 | 平成 27 年度学生便覧 P 51、52、57 建物施設設備の紹介・利用方法「図書館」 |
|------------|---|

図書については、新産業創成のための技術と経営の連携・融合を促進すべく、関連する基礎学問をはじめとし、光を中心とした理学、工学、農学、医学及び会計学・経営学に関する教科書・参考書を分野毎系統的に整備し、

開学を迎えた。教育研究の進展に伴い、個々の教育研究テーマのニーズに迅速に応じる形で新規購入が進められている。平成 26 年度末時点で、洋書と和書を合わせて 1,472 冊（和書 1,231 冊、洋書 241 冊／開学時 568 冊、平成 17 年度新規入架 266 冊、18 年度同 184 冊、19 年度同 127 冊、20 年度同 54 冊、21 年度同 103 冊、22 年度同 24 冊、23 年度同 34 冊、24 年度同 29 冊、25 年度同 15 冊、26 年度同 60 冊）の蔵書数となっている。図書の選定にあたっては、起業に係る研究の緊急性に応じ、購入希望者の見識を尊重して、図書委員会による迅速な審査と購入・配架を行っている。

資料 7-1-③-2 学内向け図書館ホームページ 蔵書整備状況、学術雑誌目録、文献複写

学術雑誌については、各分野の研究を主導する学術論文が掲載されている学術雑誌及び学術雑誌のコアジャーナルを毎年選定・整備し、平成 27 年度からは 32 タイトルとなっている。

資料 7-1-③-3 学術雑誌目録一覧

教員・学生が研究する上での基礎的資料となるオンライン検索環境の整備にも取り組み、利用料無料の Google Scholar などの各種データベースの紹介に加え、平成 24 年 12 月から日本の論文や図書・雑誌などの学術情報が検索できる CiNi を、平成 26 年 4 月から AIREX（宇宙航空文献情報公開システム）を導入し、一部の有料論文も無料で即時入手が可能になった。有料文献に関しては、文献複写やダウンロードで依頼に対応している。平成 25 年度における図書館の利用実績は、図書の貸出 123 冊（うち学生分 49 冊）、リファレンス・サービス（文献所在調査）234 件（うち学生分 98 件）、図書館間相互協力による図書の借受 19 冊、文献複写依頼 41 件となっている。

資料 7-1-③-4 文献複写等の状況

【分析結果とその根拠理由】

本学の附属図書館は、著書、学術雑誌を系統的に整備するとともに、文献情報取得のためのオンライン検索環境の整備や書籍・文献（外国雑誌を含む）の入手サービスの提供に努めている。

附属図書館は、特定日を除き 24 時間開館しており、また、学生及び教職員が活動する諸施設に極めて近く、かつアクセスが良いことから、利用状況については、学生及び教職員に常時活用されている。

また、学生の自主的な学習に資するために、シラバスで指定された教科書・参考書を整備している。

以上のことから、図書、学術雑誌等、教育研究上必要な資料が系統的に整備され、有効に活用されていると判断する。

観点 7-1-④：自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。

【観点に係る状況】

・起業ルーム

学生の起業実践および新事業開発のために割り当てられている自習室に相当する個室であり、電話やネットワークも整備されている。

・情報・メディアセンター

高価で専門性の高いソフトウェアや大型プリンタなどの設備が使用できる環境が整備されており、センター内の設置端末からデータ解析や図面作成、研究発表用大型ポスターの作成などが行われている。

・図書館

技術・経営・市場情報を迅速に得るための書籍・雑誌やインターネット上のデータベース利用環境が整備されている。書籍の迅速購入やネット上の有料文献オンライン購入にも対応しており、高速な情報入手を実現して効率的な学習を支援している。

・試作支援室

実験機器の製作や修理など、起業実践および新事業開発にともなう技術的作業を学生が自主的に行えるように、各種の工作設備やツール類が整備されている。常時入室可能であり、関連教員によるサポートも行っている。また、試作機の製作などに対応する業者についての情報も提供している。

これらは、学生便覧「建物施設設備の紹介・利用方法」で学生に周知し、利用に供している。

資料 7-1-④-1	建物施設設備の紹介（起業ルーム、研究棟サロン） 平成 27 年度学生便覧 P 51、54、57
資料 7-1-④-2	建物施設設備の紹介（情報・メディアセンター） 平成 27 年度学生便覧 P 52、57
資料 7-1-③-1	建物施設設備の紹介・利用方法「図書館」（再掲）
資料 7-1-④-3	建物施設設備の紹介（試作支援室） 平成 27 年度学生便覧 P 51、57

【分析結果とその根拠理由】

少人数であるという特徴を活かし、充実した設備が十分に整備されている。特に情報に関して、その取得と交換に留意した整備がなされており、効果的に利用されていると判断する。

観点 7-2-①：授業科目、専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

【観点到に係る状況】

入学時にシラバス（授業概要）を記した学生便覧を配布し、これを資料として入学者全員を対象とした入学生ガイダンス、及び指導教員による個別ガイダンスを実施している。

資料 7-2-①-1	平成 27 年度入学生ガイダンス
------------	------------------

【分析結果とその根拠理由】

全体ガイダンスで授業科目とその選択についての情報提供、さらに少人数の個別指導体制を活かした個別ガイダンスを実施することで、適切、かつ、きめ細やかなガイダンスを実現している。

以上のことから、授業科目等のガイダンスが適切に実施されていると判断する。

観点 7-2-②：学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われているか。また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて学習支援が行われているか。

【観点到に係る状況】

少人数教育体制を活かし、個別指導を通じたコミュニケーションを基本にニーズ吸い上げを行っている。学生の多様なニーズに対応するため、各学生には主任指導教員に加えて経営系教員が必ず含まれるように複数の副担当教員を配置し、起業実践および新事業開発をとまなう学習活動についてのニーズの把握と支援を日常的に行っている。

日々の個別指導や分野ゼミナール、全体ゼミナールなどにおいて随時要望を聞き取る機会を設けている。学生と教員の連名 学会発表 査読論文、文書による学習ニーズ収集の機会として、平成 25 年度に教育全般についての学生アンケートを実施している。また、少人数制教育の特性を活かして学生がつまづきやすい点を主任指導教員が副担当指導教員・所属分野教員と協力して複眼的視点で抽出し、学習支援に関する潜在ニーズを把握している。学習支援に関するニーズは教授会などにより教員間で共有するとともに、ゼミナールや個別指導などを通じて学生の学習活動の支援に活かしている。

資料 6-1-②-1 (再掲) 年度末報告書の様式

資料 6-1-②-4 (再掲) 学生アンケート

また、講義終了後に任意にアンケートを行い、その結果を講義の改善に利用している。

資料 7-2-②-1 アンケートの様式例

指導教員及び所属分野教員を中心として日常的な個別指導により学習相談や助言を実施している。指導教員以外の教員も日常的にコミュニケーションをとっており、相談や助言の窓口として機能している。教員スケジュールを学内外からネット上で確認できるグループウェアを導入しており、相談や助言のスケジュールリングに対して有効に機能している。

資料 7-2-②-2 グループウェアの表示例

学習支援に関する学生のニーズの把握に基づいた学習支援の具体的事例として、広報委員会が中心となり、学生企業ホームページ作成の支援などを実施している。

資料 7-2-②-3 学生企業のホームページ作成支援 (学内向け情報・メディアセンターホームページ)

起業実践および新事業開発という厳しい鍛錬への支援として、適切な外部カウンセラーによるメンタル面強化のサポートを実施している。

資料 7-2-②-4 心理学的サポート実施状況

全学生が社会人であり、起業家資質を持つ個性豊かな学生への迅速で的確な個別対応姿勢が本学の特徴として機能しており、特別な支援も必要に応じて適切に対応することができる状況にある。

学外の技術的な指導により学習支援を補完する必要がある場合には、速やかに客員教員等として当該者を招聘している。

資料 3-1-③-1 (再掲) 特任教員・客員教員等一覧

技術をコアとした起業活動においては、技術・産業に関する最新情報収集などの課外活動が研究進展に不可欠であることから、指導教員が学会や展示会等に学生を参加させ、情報収集とその能力向上を図る課外授業を個別の状況に応じて実施し、事後報告に対する指導でフォローアップを行っている。

資料 5-5-⑥-4 (再掲) 展示会出展申請書・報告書の様式

資料 5-5-⑥-5 (再掲) 課外授業申請書・報告書の様式

起業活動における経営実務 (法務・財務・労務等) においては、最新の法改正や実務情報を迅速に学習支援に

反映させるため、経営系である先端光産業経営分野の専任教員を通して税理士・司法書士などの実務家にアクセスできる体制を整えている。

また、知的財産関係に関しては、リエゾンセンターを通して外部の弁理士等が随時対応し、特許出願のフォローを行っている。

資料 3-1-③-1 (再掲) 特任教員・客員教員等一覧

資料 2-1-⑤-2 (再掲) リエゾンセンター (平成 27 年度学生便覧 P 52)

特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援の一環として、施設面においてバリアフリー計画に沿って本館玄関ポーチ、本館女子トイレ、本館階段手摺の改修・設置を行い整備している。

また、状況を勘案し、必要に応じて充実させることとしている。

資料 7-1-①-4 (再掲) バリアフリー化検討 (建物・施設整備委員会議事録抜粋)

【分析結果とその根拠理由】

少人数を活かした個別から全体まで多くの相談・助言チャンネルがあり、日常のコミュニケーションをベースに電子メールやグループウェアの活用を図っている。これらの直接対話による機会に加え、アンケート、学生生活動状況報告書等を用いた文書による機会が設けられており、学習支援に関する学生のニーズ吸い上げに相互補完的な機能を与えている。また、専門家による心理面からのサポートも実施している。

以上のことから、学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言が適切に行われていると判断する。

通常の学習支援にも個別対応が図られていることから、特別な支援が必要な場合についても同様に迅速かつ柔軟な対応が図れる体制となっている。障害のある学生への対応についてはまだ具体的事例が発生していないが、バリアフリー化による施設面での整備とともに学習支援体制についてもさらに検討を進める必要がある。

観点 7-2-③：通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

該当なし。

観点 7-2-④：学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

【観点到係る状況】

本学には、大学公認として課外活動団体は存在していないが、学生から課外活動団体設立の要望があれば対応できるように規程が整備されている。

資料 7-2-④-1 光産業創成大学院大学学生規則第 5 章 課外活動団体 (平成 27 年度学生便覧 P 76)

また、学生が心身ともに健康で、学習等に従事することができるよう、次のとおりサポートを行っている。個別指導が基本であるため、複数の担当教員が各種相談の窓口の一つとして学生の各種相談に対応している。学校医の来学による定期的な機会提供により健康相談を実施している。

資料 7-2-④-2 学生関係窓口 (保健管理) (平成 27 年度学生便覧 P 44、48)

また、学生間の日常的なコミュニケーションのスペースとして、サロン（研究棟サロン）の設置や、図書館の改良によりこの機能を拡大する環境を整えている。

資料 7-1-④-1 （再掲）建物施設設備の紹介（起業ルーム、研究棟サロン）
（平成 27 年度学生便覧 P 51、54、57）

【分析結果とその根拠理由】

学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう、“課外活動団体”に関する規則を定め、且つその主体となる学生間のコミュニケーションを促進させる環境を整えており、支援が適切に行われていると判断する。

観点 7-2-⑤：生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、生活、健康、就職等進路、各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われているか。
また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて生活支援等が行われているか。

【観点に係る状況】

生活支援等に関する学生のニーズの把握については、大きく分けて複数担当教員と事務局の 2 つの窓口で行っている。本学では、個別指導が基本であるため、複数の担当教員が各種相談の窓口の一つとして学生の各種相談に応じている。また、教員、事務局に随時相談するよう、入学時に配布している学生便覧に明記し、入学生ガイダンスにて周知を図っている。生活、就職等進路については、前者が、担当し、その他については後者が担当している。健康相談は学校医の来学による定期的な機会提供により実施している。

資料 7-2-⑤-1 相談体制・健康相談・健康診断（平成 27 年度学生便覧 P 44、48、76）

各種ハラスメント（セクシュアル、パワー、アカデミック、モラル）を防止する規定が整備され、事務局の 2 名が相談員として窓口となり相談体制を構築している。

資料 7-2-⑤-2 学校法人光産業創成大学院大学ハラスメントの防止等に関する規程
（学校法人光産業創成大学院大学規則集）

特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等については、個別対応が基本であるため、複数の担当教員が各種支援の相談窓口になっている。まだ具体的事例は発生していない。

【分析結果とその根拠理由】

少人数を活かした相談の体制が整備されている。特に複数担当制が相談体制としての幅を持たせ、機能していることから、生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されていると判断する。学校医による健康相談を定期的実施しており、ハラスメントへの相談体制が整備されている。

以上のことから、生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握され、相談・助言について体制が整備され、適切に行われていると判断する。

観点 7-2-⑥：学生に対する経済面の援助が適切に行われているか。

【観点に係る状況】

日本学生支援機構の第1種及び第2種奨学金制度の紹介を行っており、平成22年度は2名、平成24年度は1名が第1種奨学金の貸与を、平成24年度は1名が第2種奨学金の貸与を受けている。

また、平成25年度より本学独自の給付型奨学金制度を設けており、平成25年度は2名、平成26年度は3名に給付している。

資料 7-2-⑥-1 奨学金の申請・貸与状況（日本学生支援機構奨学金・光産業創成大学院大学奨学金）

資料 7-2-⑥-2 光産業創成大学院大学奨学金給付規程（平成27年度学生便覧 P82-83）

授業料免除制度及び納付猶予制度が整備されている。猶予制度の利用実績は平成20年度4人、21年度2人、22年度以降、26年度まで0人である（26年度末時点）。

資料 7-2-⑥-3 光産業創成大学院大学学則第48・49条（平成27年度学生便覧 P62）

（入学料の免除等）

第48条 経済的理由によって、入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者又はその他やむを得ない事情があると認められる者には、入学料の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予することができる。

（授業料の免除等）

第49条 経済的理由によって、授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者又はその他やむを得ない事情があると認められる者には、授業料の全額若しくは半額を免除し、又はその徴収を猶予することができる。

資料 7-2-⑥-4 光産業創成大学院大学授業料の徴収猶予の取り扱いに関する規程

（平成27年度学生便覧 P77）

資料 7-2-⑥-5 光産業創成大学院大学博士後期課程単位修得満了者の在学期間延長に係る授業料の減免に関する規程（平成27年度学生便覧 P79）

【分析結果とその根拠理由】

観点に係る状況から、学生の経済面の援助が適切に行われていると判断する。

（2）優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

学生の起業活動による自主的学習スペースとして1人1室のICT環境を備えた「起業ルーム」を配置している。（観点7-1-④参照）

少人数という特徴を活かして、個別対応・複数教員による指導体制をベースとした学習支援（観点7-2-②参照）及び生活支援（観点7-2-⑤）を行っている。

【改善を要する点】

校舎及び施設・設備の経年劣化が目立つため、計画的な保全・改修が必要である。

教育研究スペースの狭隘さの解消に向けて、建物・施設の有効利用を促進する必要がある。

在学生の学習支援や生活支援にも益する同窓会の設立が望まれる。

経済的理由及び特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援及び生活支援等についてさらに検討を進める必要がある。

基準 8 教育の内部質保証システム

(1) 観点ごとの分析

観点 8-1-①：教育の取組状況や大学の教育を通じて学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能しているか。

【観点到係る状況】

本学が養成しようとする全人的な人材像について大学の目的で規定し、これに向けた達成状況を評価するため、個別指導、分野ゼミナール、全体ゼミナール、アンケート、教員及び学生の活動状況報告書などで意見聴取、自己分析、学習成果の検討が行われ、教職員会議などで教育の取組状況や成果の検証・評価、外部評価など多面的な取り組みがなされている。

教育の質の改善・向上を図るため、教育の状況を継続的に自己評価する組織体制として自己点検・評価委員会が置かれており、評価結果を反映して具体的・継続的に教育改善の方策を講じる体制として教務委員会を置き、カリキュラム見直し等の具体的な取り組みが行われている。

学習成果や教育活動の状況を含めた本学全般についての評価結果は、自己点検・評価委員会が中心となって取りまとめられ、自己点検・評価報告書および外部評価報告書を作成・刊行している。また、個々の教員の教育研究活動についての自己点検・評価に資するため、教員データベースを構築し整備している。これらにより教員間で評価結果を共有して教育の質の改善・向上を図るとともに、本学の教育の質の保証としている。

資料 8-1-①-1 光産業創成大学院大学自己点検・評価委員会規程、委員会議事録
(学校法人光産業創成大学院大学規則集)

資料 8-1-①-2 教員データベース概要

【分析結果とその根拠理由】

教育の質を保証し、教育の質の改善・向上を図るための体制として、自己点検・評価委員会、教務委員会、教職員会議、教員及び学生の活動状況報告書、自己点検・評価報告書、教員データベースが整備されており、これらにより教員間で情報を共有して教育の質の改善・向上が図られていることから、適切な取組が行われ、機能していると判断する。

観点 8-1-②：大学の構成員（学生及び教職員）の意見の聴取が行われており、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

【観点到係る状況】

日々の個別指導などで日常的に学生の意見を収集し、その結果は教授会で審議され教育活動を含めた大学運営全般に反映されている。

また、講義の後に学生の意見を収集し、講義の改善に利用している。

資料 7-2-②-1 (再掲) アンケートの様式例

大学全体としての教育の質の改善・向上に向けて、平成 25 年度に教育全般についての学生アンケートを実施している。

資料 6-1-②-4 (再掲) 学生アンケート

学生および教職員は、教職員と学生全員が参加する全体ゼミナールで教育の取組状況について直接意見を述べるができる。その他、指導教員や分野所属教員など複数の教員による個別指導や分野ゼミナールなど、学生が直接意見を述べるができる機会を多く設けている。また、教職員は教職員会議でも直接意見を述べることができ、教育改善の意識が共有化され、さらに取組事例の紹介や改善提案が行われている。

聴取した意見は教務委員会で詳細に検討され、教育の質の改善・向上に向けて適切に活かされている。また、個々の教員による教育の改善が継続的に為されるように、教員データベースには教育改善の具体的内容が盛り込まれる。

資料 8-1-①-2 (再掲) 教員データベース概要

【分析結果とその根拠理由】

大学構成員の意見を聴取する機会が多く設けられている。聴取した意見を適切に活かして教育の改善につなげるための体制が整備されており、教育の質の改善・向上への具体的かつ継続的な方策が講じられていると判断する。

観点 8-1-③：学外関係者の意見が、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

【観点到に係る状況】

本学の理事企業(学生派遣元企業)を訪問し、教育の取組状況や学習成果について報告するとともに、本学の教育に関する要望などの意見聴取を行っている。聴取した意見は教職員会議などを通じて教員間で共有化され、教育の改善・向上に適切な形で活かされている。

資料 6-2-②-3 (再掲) 理事企業訪問リスト

本学の活動全般について外部評価委員による外部評価を実施しており、評価結果は教職員会議などを通じて教員間で共有化されるとともに、自己点検・評価委員会が中心となって検討され、教育の改善・向上に適切な形で活かされている。

資料 8-1-③-1 外部評価員による検証結果のまとめ

(光産業創成大学院大学自己点検・評価の検証結果報告書 P 1-7)

修了生から学習成果などに関する意見聴取を不定期に実施し、自己点検・評価結果に反映させているが、修了生から定期的・継続的に意見聴取し、教育の改善・向上に適切な形で活かすための体制(同窓会など)は検討中である。

【分析結果とその根拠理由】

学外関係者の意見を聴取し、それを教育の質の改善・向上に活かすための取組が行われているが、修了生の意

見を定期的・継続的に聴取し具体的に活用する体制については検討中である。

観点 8-2-①：ファカルティ・ディベロップメントが適切に実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

【観点に係る状況】

ファカルティ・ディベロップメントに関して大学構成員のニーズを把握するための仕組みとして、教員の活動状況報告書、全体ゼミナール、教職員会議などがある。教職員会議では、教育の質の改善・向上に関する教職員間のオープンな議論が行われている。また、複数の教員で担当する分野ゼミナールや全体ゼミナールも、教員の資質向上に役立つ相互研鑽の機会を与えており、これらは実質的にファカルティ・ディベロップメントの場となっている。

本学では起業実践および新事業開発を教育における一つの柱としており、教員自身の起業活動を反映した授業や学生指導も教育の質の向上に資することから、教員の起業実践等の諸活動を促進する取り組みを組織的に行っている。具体的な事例として、大学や学生企業が出展する産業展示会等への教員の参加・教員企業の出展、全体ゼミナールなどにおける教員の起業実践等の活動報告が挙げられる。

資料 5-5-⑥-2 (再掲) 平成 27 年度全体ゼミナール日程表

資料 4-2-①-3 (再掲) 広報活動リスト

また、研究活動や起業実践活動の促進による教育の質の向上を図るため、学内における競争的資金の制度を設けている。

資料 8-2-①-1 学内プロジェクト申請・実施状況

また、学生を対象に実施している専門家によるメンタル面強化のサポートを、希望する教員にも提供し、心理学的な自己分析に基づく教育の質の向上に役立っている。

資料 7-2-②-4 (再掲) 心理学的サポート実施状況

【分析結果とその根拠理由】

ファカルティ・ディベロップメントを実施するための制度や組織体制を備えており、全教職員が参加する形でのファカルティ・ディベロップメントも行われており、組織として適切な方法で実施されている。また、その結果、学生のニーズに合った教育・指導が行われるなど、組織として教育の質の向上に結び付いていると判断する。

観点 8-2-②：教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。

【観点に係る状況】

教職員会議や全体ゼミナールに事務職員も参加し、教育の質の向上に向けての情報や意識の共有が図られている。また、大学や学生企業が出展する産業展示会等に事務職員も参加し、教育支援活動の質を向上させるための資質向上の機会として活用している。

資料 5-5-⑥-2 (再掲) 平成 27 年度全体ゼミナール日程表

資料 4-2-①-3 (再掲) 広報活動リスト

【分析結果とその根拠理由】 教育支援者の資質の向上を図るための取組が適切になされていると判断する。

(2) 優れた点及び改善を要する点**【優れた点】**

小規模ゆえに、教育活動状況に関する情報の共有や教職員一体の取組が容易である（教職員会議、全体ゼミナール、分野合同ゼミナールなど）。（観点 8-1-①、観点 8-1-②、観点 8-1-③、観点 8-2-①、観点 8-2-②参照）

大学全体としての教育効果の検証や、学習成果の点検・評価を制度的に行っている（アンケート、教員及び学生の活動状況報告書など）。（観点 8-1-①、観点 8-1-②、観点 8-2-①参照）

教育の質の向上に向けた作業が活発に行われており、本学の目的に合致するファカルティ・ディベロップメントやスタッフ・ディベロップメントを工夫して実施している。（観点 8-2-①、観点 8-2-②参照）

【改善を要する点】

修了生から定期的・継続的に意見聴取し教育の質の向上に活かすことのできる体制の構築が必要である。

本学の目的に合致し、かつ、より普遍性のあるファカルティ・ディベロップメントの方法について検討が必要である。

基準 9 財務基盤及び管理運営

(1) 観点ごとの分析

観点 9-1-①：大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

【観点到係る状況】

当法人の経営指標は、『建学の精神』と『教育理念』を具現化し、組織体として永続し成長し続けることである。小規模法人であり資金全体に余裕がないため、財政と調和を図りながら教育活動・研究活動・社会貢献を展開している。

平成 26 年度末現在の資産は、有形固定資産 728,925 千円、その他の固定資産 505,646 千円、流動資産 899,206 千円であり、資産の部合計は、2,133,778 千円である。大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有している。負債は、固定負債 44,768 千円、流動負債 61,474 千円（決算期をまたがる未払金 24,397 千円、平成 27 年度学生生徒等納付金と共同研究等の前受金 32,723 千円、給与源泉等の預り金 4,354 千円）であり、負債の部合計は、106,243 千円である。したがって、正味財産（基本金及び消費収支差額の部合計）は、2,027,534 千円である。

教育研究事業には多額の施設設備投資を必要とするため、固定資産構成比率（固定資産÷総資産）が高くなるのが学校法人の財務的特長の一つであるが、有形固定資産構成比率（有形固定資産÷総資産）は 34.2%と低い値を示している（平成 25 年度全国平均 59.1%）。

現物寄附の建物は築 24 年が経過し、平成 23 年度から 25 年度までに雨漏り対策工事（シーリング工事）は一応完了したが、改修計画に沿った水道等の水廻り等々大掛かりなメンテナンスが必要な時期に来ている。

総負債比率（総負債÷総資産）は 5.0%と低い値を示しており、資産構成や負債のバランスは概ね安定している（平成 25 年度全国平均 14.5%）。

資料 9-1-①-1 貸借対照表

資料 9-1-①-2 財務比率（貸借対照表関係）

【分析結果とその根拠理由】

固定資産である諸施設の整備は満たされており、また観点到係る状況に示したように事実上の負債は固定負債だけと考えてよく、さらに借入金については 0 円であることから、大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開できる資産を有しており、債務が過大でない判断する。

長期未払金は、リース会計への変更に伴うリース物件の残高であるが、事実上の負債は退職給与引当金（要支給額の 100%を計上している）だけである。

開学して 10 年が経過し、当初購入した設備関係で陳腐化した物件の買い替え時期も到来する。当法人は平成 22 年度から資金の許す範囲で減価償却引当特定預金を積み立て始め、現在は前期決算額の減価償却引当金累計額を目標に、毎決算期に 10%以上の減価償却引当特定預金を積み立てているが、目標達成までの道は遠いため、新たな資金確保の方法も考える時期である。

観点 9-1-②：大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開するための、経常的収入が継続的に

確保されているか。

【観点に係る状況】

平成 26 年度の経常的収入は、寄附金 319,113 千円（内訳；浜松ホトニクス㈱からの寄附金 150,000 千円、㈱フォウスからの寄附金 150,000 千円、その他寄附金 15,110 千円、現物寄附金 4,003 千円）、学生生徒納付金 32,750 千円の自己収入。外部資金として 113,488 千円（内訳；科学研究費補助金 11,531 千円、受託研究費 20,821 千円、共同研究費 81,136 千円）となっている。外部資金は、平成 22 年度からほぼ横ばいである。帰属収入合計は 661,442 千円で構成されている。

当法人は設立時から、浜松ホトニクス㈱と㈱フォウスの 2 社からの大口寄附で基本経営を賄っている傾向は変わっていない。（他の収入科目の増加により寄附金比率は 48.25% となり、消費収入の寄附金の占める割合は減っている。）平成 20 年度の完成年度を向かえるまで収支状況は非常に不安定であったが、私立大学等経常費補助金（一般補助・特別補助）を受けることが可能となり、経営基盤の安定が図れるようになった。

ただし、学生募集は平成 24 年度に授業料（500 千円）と入学金（250 千円）の引き下げおよび入学定員（1 学年 15 名→10 名）の減員を行った。平成 24 年度～25 年度と回復の兆しが見えたが、平成 26 年度は芳しくなく、長期履修制度や期間延長制度により学生生徒等納付金収入（自己調達資金）は横ばい状態である。

私立大学等経常費補助金は、在籍者数による傾斜配分によって大幅に削減されていたが、入学定員の減員により傾斜配分が回復してきている。共同研究（15 件）、受託研究（3 件）の事業収入や外部競争的資金や教員個人に対する奨学寄附金の増加により、収入増加を図っているが、教員個人の努力に頼らざるを得ないのが現状である。外部資金獲得にむけた教員の意識改革が進みつつある中、法人組織としても新たな収入増強を図る手立てを模索している。

資料 9-1-②-1 財産目録

（再掲）資料 9-1-①-1 貸借対照表

資料 9-1-②-2 資金収支計算書

資料 9-1-②-3 消費収支計算書

資料 9-1-②-4 事業報告書

資料 9-1-②-5 監事監査報告書、外部監査法人（新日本有限責任監査法人の監査結果報告書）

ウェブサイト 財務諸表 (<http://www.gpi.ac.jp/outline4.html>)

【分析結果とその根拠理由】

直近の 5 年間の消費収支バランスは安定しており、大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して遂行するための経常的収入が継続的に確保されていると判断する。ただし、それは大口の共同研究や光産業創成基金信託の信託財産受益権による帰属収入の増加によって支えられたものである。そのため人件費比は、39.5% と全国の平均値と比べても低い値を示している（平成 25 年度全国平均 49.0%）。今後の光産業創成基金信託制度の継続如何によっては、財政状況は悪化傾向となり各比率は悪化が予測される（予想人件費比率 46.4% から 58.4% の間を推移すると予測される）。

厳しい経営環境の中で、バランスの取れた財務比率を達成するためにも中期計画を毎年点検・検証して厳正な予算編成をして、経常収支をより安定・強化する必要がある。

収入面では定員確保による学生生徒等納付金の安定確保、それに伴う私立大学等経常費補助金の確保、他の補助金・寄附金等の増強、事業収入の多様化を図る必要がある。支出面では増加傾向にある人件費について、給与

水準・体系と年齢構成の是正による教職員数の適正化等の抑制・見直しを強力に推進する必要がある。寄附金獲得においても、産学連携のあり方の見直しや寄附金獲得のための具体的な戦略策定・実施が必要である。

観点 9-1-③：大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、収支に係る計画等が適切に策定され、関係者に明示されているか。

【観点に係る状況】

予算に関しては、事業計画書中の主項目と各分野別事業計画が提示され、予算付与項目に関しては、学内各委員会で検討された予算要求案とを総合的に検討し、財務委員会等で査定して予算案を作成し、教職員会議に提示され意見徴収後に教授会で検討される。その後、評議員会の意見を聴取した後に、理事会に付議され審議を経て決定される。決定した予算は各委員会及び教員各位に通知される。各予算の詳細は、予算作成の経緯から各予算単位で細かく把握されているが、総額を上回らない限り弾力的な運用を認めている。資金収支予算書、消費収支予算書、事業計画書は大学のウェブサイトでは公開していない。

将来的には、経営ビジョンとしての大学のあり方・方向性を今後の計画に織り込み、未来像を安定させるために、帰属収入を長期的に安定させるための方策、人件費を含む経費の削減を図り、いっそうの効率経営を目指してスリムな組織で維持経営をしていくための、中長期的な視野にたった事業計画とそれを裏付ける収支均衡の取れた財政計画が必要となる。

決算に関しては、理事会・評議員会後に教職員会議で報告されるが、資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表、財産目録、監査報告書（監事及び独立監査人）、事業報告書は大学のウェブサイトで3ヵ年分を公開している。

資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表（注記を含む。）は小科目まで公開している。これは、当法人は小規模法人のうえ収入財源構造は他の学校法人と大きく異なる特徴があり、収入のほぼ半分を寄附金で賄っているため、学校経営の透明性をより高めるためである。

資料 9-1-③-1 予算決定に関わる教授会議事録
 資料 9-1-③-2 予算決定に関わる理事会・評議員会議事録
 ウェブサイト (<http://www.gpi.ac.jp/outline4.html>)

【分析結果とその根拠理由】

観点に係る状況から、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されていると判断する。予算配分の透明性、明瞭性、『予算』に対する全教職員への意識付けも考慮している。現在は、財務書類をウェブサイトで公開している。

観点 9-1-④：収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

【観点に係る状況】

完成年度を向かえた平成 20 年度から私立大学等経常費補助金（一般補助・特別補助）を受けることが可能となり、収支が安定した。平成 21 年度からの消費収支状況は、概ね収支均衡が取れている。平成 23 年度に当年度消費支出超過額を計上したが、これは個人で入学を希望する学生を経済的に支援する給付奨学基金制度（学校法人光産業創成大学院大学給付奨学基金（設立準備財団基金））を整え、原資（100,000 千円）を第 3 号基本金に組入

れたことによる。平成 26 年度の収支状況は、消費収入が 614,754 千円、消費支出は 539,686 千円、当年度消費収入超過額は 75,068 千円を計上している。

平成 20 年度からの資金収支状況は、収入超過（次年度繰越支払資金 \geq 前年度繰越支払資金）を維持している。

資料 9-1-④-1 平成 23 年度消費収支計算書

資料 9-1-④-2 平成 24 年度消費収支計算書

資料 9-1-④-3 平成 25 年度消費収支計算書

【分析結果とその根拠理由】

観点に係る状況から、収支の状況において支出超過とはなっていないと判断する。

観点 9-1-⑤：大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

【観点に係る状況】

平成 17 年度からの 3 年間、教員一人当たり年間 100 万円の個人研究費を支給してきた。その狙いは優秀な教員の教育研究の成果を大いに高めると共に、『光技術を用いて新産業を創成する』ためであった。残念ながら、その目的は達成されたとは言い難く、個人研究費の支給の根拠を見直し、これまでの画一的な平等主義を払拭し、本学の設立趣旨である『新産業創成』を大いに奨励する方向に転換した。個人研究費の大幅な減額のため、別途教員が外部資金獲得の一環として学術研究助成金（新産業創成プロジェクト）を整備した。また、大学内整備拡充資金（ソフトウェア・消耗品拡充資金と教育研究用機器備品拡充資金）を設置した。助成金と拡充資金総額は、個人研究費削減分相当額を予算措置している。

当法人は、教員の個人研究費や自ら獲得した共同研究費等は、期末予算残高を翌期に繰り越すことを認めており、限りある予算を無駄に執行しないように注意を促している。

施設・設備については、中期的に大規模な改修や建て替え等の計画はないが、改修計画に沿って照明の省エネ化（LED等の高効率照明器具への更新）、緊急性、安全性に関する工事を優先して予算配分を行っている。

学生支援については、従前からの学生支援費を整備し、主任指導教員と学生が相談して主任指導教員の承認後、使用されている。

資料 9-1-⑤-1 新産業創成プロジェクト要綱

資料 9-1-⑤-2 新産業創成プロジェクトに係わる教授会議事録

資料 5-5-⑥-5 （再掲）課外授業申請書・報告書の様式

【分析結果とその根拠理由】

観点に係る状況から、教育研究活動に対し、適切な資源配分がなされていると判断する。

研究費の透明性を高めるため、きめ細かい査定で積極的に外部資金獲得を目指す教員に対して学術研究助成金（新産業創成プロジェクト）が配分されるよう対応を見直し、教育研究の活性化に繋がるよう配分ルールを改善した。

観点 9-1-⑥：財務諸表等が適切に作成され、また、財務に係る監査等が適正に実施されているか。

【観点に係る状況】

財務書類等閲覧細則で、利害関係者に対して、財産目録、計算書類一式（貸借対照表、収支計算書等）、事業報告書、監査報告書（監事および独立監査人）を事務局に備え置き、在学生およびその他の利害関係人からの請求があった場合には、閲覧に供している。また、財務諸表は大学の情報公開ウェブサイトに3カ年分を掲載している。

財務に対する会計監査は、外部監査法人（新日本有限責任監査法人）、監事監査、内部監査委員会で各々実施している。監査法人による監査はシステムレビューも含めて、年間23回実施されている。また、現状の問題や中期的課題等については、決算報告会で説明、提言を受けている。監事監査は、毎年期中と決算期に実施している。監事監査（2名）は寄付行為・諸規程に基づき、会計監査および業務監査を行い、理事会・評議員会への出席による意見を通じて、経営の側面的バックアップ機能を果たしている。監事の内1名は公認会計士・税理士であり法的根拠に基づいた客観的な監査を実施している。

資料9-1-②-1	（再掲）財産目録
資料9-1-①-1	（再掲）貸借対照表
資料9-1-②-2	（再掲）資金収支計算書
資料9-1-②-3	（再掲）消費収支決算書
資料9-1-②-4	（再掲）事業報告書
資料9-1-②-5	（再掲）監事監査報告書
ウェブサイト 財務諸表 (http://www.gpi.ac.jp/outline4.html)	

【分析結果とその根拠理由】

観点に係る状況から、財務諸表等が適切に作成され、財務に係る監査等が適正に実施されていると判断する。また、財務に対して、三様監査体制（監事、内部監査、外部監査）が確立され、会計監査等が適正に行われていると判断する。

ただし、監事監査と内部監査については、諸規程や体制としては確立されているが、監査内容は現在求められている監査には対応できていないのが現状である。監査機能の充実には、監査法人・監事・内部監査委員会の日常の連携・協力体制が不可欠であり、今後も情報交換・研修会等を推進し、監事監査および内部監査の充実強化が必要である。内部監査委員会は、内部統制を充実させ業務を効率化することを目的とした組織にはなっていない。小規模法人ならではのシステム（あるべき監査体制について）として機能する制度を設ける必要がある。

現状では、監事監査および内部監査は形式的に実施されているに過ぎず、所轄官庁が求める監査内容とは乖離していると言わざるを得ない。外部競争的資金の実地調査の場合、調査前に内部監査委員会と意見交換があるため、三様監査体制の構築および強化を速やかに進める必要がある。

観点9-2-①：管理運営のための組織及び事務組織が、適切な規模と機能を持っているか。また、危機管理等に係る体制が整備されているか。

【観点に係る状況】

管理運営のための組織：理事会、評議会、監事、研究科教授会、教職員会議、学内各種委員会を設置している。理事会（理事長、理事、学長、事務局長）により管理運営の方針等に関わる重要事項を審議している。なお、学内各種委員会は必要不可欠なもののみとしている。

本学では開学より学長のリーダーシップによる機動的な大学運営を推進している。学長は研究科長を兼務し、教授会を主宰し、大学の方針等に関わる重要事項の審議を行うことにより迅速な意志決定と執行がなされている。本学は、博士課程のみの大学院であり小規模であることから各教授が学長を補佐する体制で機能している。

資料 9-2-①-1 理事・監事・評議員一覧（平成 27 年 5 月 1 日現在）

資料 1-1-②-3 （再掲）大学の運営組織図（ホームページ <http://www.gpi.ac.jp/group4.html>）

資料 9-2-①-2 委員会一覧

理事を兼ねる事務局長が、学長の監督のもとに事務を掌理している。組織は一元化されている。職員数は平成 27 年 4 月 1 日現在でフルタイム 9 名が勤務している。

資料 3-3-①-1 （再掲）学校法人光産業創成大学院大学事務組織規程

安全衛生委員会を組織し、事故、災害等に適切に対処出来るように学内環境の改善、防災訓練等を行っている。

資料 9-2-①-3 緊急連絡体制・連絡先（平成 27 年度学生便覧 P 56）

資料 9-2-①-4 自主防災隊編成

科学研究費補助金等の適正な使用のために研究費は事務局が一括管理している。物品の発注は学内ネットワークを通じて各構成員が事務局に依頼する形を取っており、透明性が担保されている。

資料 9-2-①-5 科研費等不正使用防止の取組資料

【分析結果とその根拠理由】

本学の予算規模や、学生数規模（定員 30 名）、教員数規模（14 名）及び観点に係る状況から管理運営のための組織及び事務組織が適切な規模と機能を持っていると判断する。また、適切な危機管理が可能な体制が構築されているものと考えられる。

観点 9-2-②：大学の構成員（教職員及び学生）、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に反映されているか。

【観点到係る状況】

月 1 回程度の全体ゼミナールで学長を含め教職員が直接学生の意見を聞いている。

資料 5-4-②-1 （再掲）カリキュラム

全体ゼミナールは月に 1 回程度開催されます。研究開発と実践活動の進捗報告を適宜行い、全教員と学生で議論を行います。所属分野以外の幅広い専門分野の視点での意見を聞くことができます。教員から最新の研究紹介や情報提供もあります。年度末には、学位審査申請者以外のすべての学生を対象に博士研究論文の中間発表会を行います。

資料 5-5-⑥-2 （再掲）平成 27 年度全体ゼミナール日程表

学内ネット（サイボウズ）を活用し、教職員、学生のスケジュール公開や各講義室や設備のインターネットからの予約など IT 化されており、学生、教職員間の交流が容易に出来るシステムが導入されている。

26(木)	27(金)	28(土)	29(日)	30(月)	31(火)	1(水)
<ul style="list-style-type: none"> 行事:第2回入試筆記実習結果発表会 出張:東京 	<ul style="list-style-type: none"> 行事:第2回入試筆記実習結果発表会 出張:仙台市 					<ul style="list-style-type: none"> 出張:東京 出張:仙台市

資料7-2-②-2 (再掲) グループウェアの表示例

学内の教職員：研究科教授会，教職員会議において連絡活動を行い全構成員の意思疎通および連絡調整を図っている。

資料9-2-②-1 平成27年度研究科教授会、教職員会議日程表

【分析結果とその根拠理由】

学生からはアンケート調査や全体会議，教職員からは研究科教授会や教職員会議において意見聴取を行っている。さらに学生，教員共通で年度末報告書、学生生活動状況報告書の提出やイベント参加，毎日の昼食時等，様々な意見聴取や意見交換が行われている。これらのことから学生，教員，事務職員等，その他学外関係者のニーズを把握し，適切な形で管理運営に反映されていると判断する。

観点9-2-③：監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

【観点到に係る状況】

私立学校法の改正により「学校法人の業務」及び「学校法人の財産の状況」について、監事による監査が義務づけられている。本学の監事監査規程に基づき，監事による監査が実施されている。監事が理事会に出席。予算、決算については運営状況と予算執行方法について報告し意見交換を行っている。

資料9-2-③-1 監事監査規程
資料9-1-②-5 (再掲) 監事の監査報告書

【分析結果とその根拠理由】

監事は本法人で定めた監査規程により適切に業務監査を行っている。また必要に応じて業務の実施について確認を行い、他の監査人（監査法人、内部監査担当者）と連携を保ちながら情報交換を行っており、監事は適切な役割を果たしていると判断する。

観点9-2-④：管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

【観点に係る状況】

教職員の資質向上のためハラスメント関係セミナーに参加している。

また、私学経営研究会や日経ビジネススクールに加入、これらが開催する各種セミナーに参加している。さらに、教員業績データベースを作成し管理運営に関わる教員の自己点検、資質向上のツールとしている。

資料 9-2-④-1 平成 23、24、25 年度 管理運営関係研修受講状況

【分析結果とその根拠理由】

観点に係る状況から、管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取り組みが組織的に行われていると判断する。

観点 9-3-①：大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われているか。

【観点に係る状況】

学則、及び自己点検・評価委員会規程に基づき、自己点検・評価委員会が実施主体として、点検・評価の企画、実施、報告書作成等を行っている。同委員会は学長、教授、准教授、講師及び事務局長といった執行部、教員、事務の分野で構成されている。

資料 9-3-①-1 光産業創成大学院大学学則第 2 条（平成 27 年度学生便覧 P 58）

第 1 章 総則

第 1 節 目的、自己点検評価

（自己点検・評価）

第 2 条 本学の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について普段の自己点検・評価を行い、その教育研究活動等の改善・充実に努めるとともに、その結果を公表する。

2 前項の自己点検及び評価の結果について、大学の職員以外の者による検証を行う。

3 自己点検・評価の実施方法、体制については、別に定める。

資料 9-3-①-2 光産業創成大学院大学自己点検・評価委員一覧

資料 8-1-①-1 （再掲）光産業創成大学院大学自己点検・評価委員会規程、委員会議事録

【分析結果とその根拠理由】

評価活動に必要な根拠資料やデータは、必要に応じて教職員会議や全体会議における意見、また、教員の活動に関するデータベース等も活用しており、大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータに基づいて自己点検・評価が行われていると判断する。

観点 9-3-②：大学の活動の状況について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による評価が行われているか。

【観点に係る状況】

自己点検・評価報告書をもとに、平成 27 年 2 月に第三者による外部評価を行っている。

資料 8-1-③-1 （再掲）外部評価員による検証結果のまとめ

資料 9-3-②-1 外部評価委員一覧

【分析結果とその根拠理由】

自己点検・評価内容について報告書を作成しており、第三者による外部評価を行っている。また、その内容について検証している。これらのことから、自己点検・評価の結果について、外部者による適切な検証が実施されていると判断する。

観点 9-3-③：評価結果がフィードバックされ、改善のための取組が行われているか。

【観点に係る状況】

評価結果については、学則第2条に「教育研究活動等の状況について普段の自己点検・評価を行い、その教育研究活動等の改善・充実に努める」と規定されており、評価結果の反映は制度上明確化されている。自己点検・評価の結果については自己点検・評価委員会で改善を要する点をまとめ、学長へ報告した。

【分析結果とその根拠理由】

評価結果は大学の教育研究活動等の改善・充実に反映させるよう本学の学則で明確化しており、組織的に改善を講じることを予定している。

以上のことから、評価結果がフィードバックされ、大学の目的達成のための改善に結び付けられるようなシステムが整備され、機能していると判断する。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

小規模単科大学院大学の特徴を活かし、学長のリーダーシップのもと、迅速で効果的な意志決定が出来る組織形態となっている。

学生からは全体会議、教職員からは研究科教授会や教職員会議において意見聴取を行っている。

また、イベント参加、毎日の昼食時等、様々な意見聴取や意見交換が行われている。これらのことから学生、教員、事務職員等、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されている。

【改善を要する点】 該当なし。

基準 10 教育情報等の公表

(1) 観点ごとの分析

観点 10-1-①：大学の目的（学士課程であれば学部、学科又は課程等ごと、大学院課程であれば研究科又は専攻等ごとを含む。）が、適切に公表されるとともに、構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

【観点到係る状況】

大学の目的はホームページにて公表されている。

学生便覧にも大学の目的が書かれており、教職員及び学生に配布されている。また、入学生ガイダンスにて学生便覧を用いて新入生に説明している。

資料 10-1-①-1 教育情報の公表（ホームページ <http://www.gpi.ac.jp/outline8.html>）

資料 10-1-①-2 学内諸規則（平成 27 年度学生便覧 P 58）

【分析結果とその根拠理由】

大学の目的はホームページ適切に公表されている。また、教職員及び学生には、大学の目的が書かれた学生便覧が配布されており、入学時にはガイダンスで説明されており周知できていると判断する。

観点 10-1-②：入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表、周知されているか。

【観点到係る状況】

入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針、学位授与方針はホームページにて公表されている。また、入学者受入方針は募集要項にも記載されており、募集要項もホームページにて公表されている。

資料 10-1-②-1 ホームページ 大学概要 <http://www.gpi.ac.jp/outline4.html>

資料 10-1-②-2 ホームページ 入試情報 <http://www.gpi.ac.jp/guide.html>

資料 10-1-②-3 学生募集要項

【分析結果とその根拠理由】

入学者受入方針は募集要項とホームページにて、教育課程の編成・実施方針および、学位授与方針はホームページにてそれぞれ関係者に適切に周知されていると判断する。

観点 10-1-③：教育研究活動等について情報（学校教育法実施規則第 172 条の 2 に規定される事項を含む。）が公表されているか。

【観点到係る状況】

ホームページにて、学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定される事項、自己点検評価の結果、財務諸表の必要

な情報が公表されている。教育研究活動は各研究分野のホームページ、活動報告書にて公表している。

資料10-1-③-1	ホームページ	教育情報の公表	http://www.gpi.ac.jp/outline8.html
資料10-1-③-2	ホームページ	大学情報	http://www.gpi.ac.jp/outline4.html
資料10-1-③-3	ホームページ	研究紹介	http://www.gpi.ac.jp/research/index.html

【分析結果とその根拠理由】

学校教育法施行規則第172条の2に規定される事項、自己点検評価の結果、財務諸表、研究、教育活動についてはホームページに公表されていると判断する。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】 メディアを用いて、積極的に大学の教育研究活動等についての情報を公表している。

【改善を要する点】 該当なし。